

平成 2 9 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 3 0 日 招 集
流 山 市

目 次

- 8 0 平成 2 9 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 8 1 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 2 流山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 8 3 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市健全財政維持条例の制定について
- 8 5 平成 2 9 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 6 平成 2 9 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 7 指定管理者の指定について（流山市南流山福祉会館）
- 8 8 指定管理者の指定について（流山市向小金福祉会館）
- 8 9 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 9 0 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 1 指定管理者の指定について（流山市初石公民館）
- 9 2 指定管理者の指定について（流山市南流山センター）
- 9 3 指定管理者の指定について（流山市立森の図書館）
- 9 4 平成 2 9 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 5 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 6 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 7 流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 8 市道路線の認定について
- 9 9 市道路線の廃止について

- 1 7 専決処分の報告について
- 1 8 専決処分の報告について

議案第 81 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 健康福祉部の所管である後期高齢者医療保険に関する事務を
市民生活部に移管するためである。

流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号エ中「国民健康保険」の次に「、後期高齢者医療保険」を加え、同条第５号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第 82 号

流山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
流山市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度を創設するためである。

流山市職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）から第3項まで及び第6項の規定並びに法第26条の6第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員の勤務復帰後における継続的勤務により公務の円滑な運営に資するものと認めるときは、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

（1）外国での勤務

（2）事業の経営その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に

外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長の申請をすることができる。

- 2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- （1）配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在しないこととなり、又は配偶者が住所又は居所を定めて外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- （2）配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号）第14条の規定により出産を事由とする特別休暇を取得することとなったこと。
- （3）任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期为定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期为定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期为明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期为定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期为更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期为更新する場合には、あらかじめ当該任期为定めて採用された職員の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期为更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
流山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ること
により、安心・安全なまちづくりに寄与するためである。

流山市職員定数条例の一部を改正する条例

流山市職員定数条例（昭和４１年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「１９０人」を「２００人」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第 84 号

流山市健全財政維持条例の制定について
流山市健全財政維持条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第23
条の規定に基づき、市長の財政運営に関する基本事項を定め、
将来にわたる健全で規律ある財政運営に資するためである。

流山市健全財政維持条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 財政運営の基本原則（第 4 条－第 12 条）
- 第 3 章 健全財政の維持（第 13 条・第 14 条）
- 第 4 章 雑則（第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、流山市自治基本条例（平成 21 年流山市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）第 23 条の規定に基づき、市長の財政運営に関する基本事項を定めることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政を健全に運営しなければならない。

2 市長は、持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に財政運営を行わなければならない。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、前条の基本理念にのっとり、市民ニーズを的確に把握し、必要性を考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全で規律ある財政運営を行わなければならない。

第 2 章 財政運営の基本原則

（財政情報の公表）

第 4 条 市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

（財政状況の把握及び分析）

第 5 条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行うため、毎年度、財産の保有状況について市が加入する組合等を含めた連結決算を行い、次に掲げる財務諸表を作成し、公表しなければならない。

（1）貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

(財政計画)

第6条 市長は、自治基本条例第22条第1項の規定により総合計画における基本計画及び実施計画を策定する際は、計画期間に応じた財政の見通しを作成し、財政計画として公表しなければならない。

(地方債の発行)

第7条 市長は、地方債を発行する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 将来において市民が負担することの妥当性

(2) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

(基金の積立て)

第8条 市長は、緊急的な行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整積立基金に留保するよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設の修繕、新築又は建替えに係る経費その他資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めなければならない。

(資産の活用)

第9条 市長は、長期的な観点に立って、公共施設その他の資産の用途の見直し、維持補修等を行い、効果的に資産を活用しなければならない。

(予算の編成)

第10条 市長は、効果的、効率的かつ健全で規律ある財政運営を行うため、自治基本条例第24条第1項の規定により実施する行政評価の結果を、予算編成に反映させなければならない。

2 市長は、国及び県の動向を注視し、最新の情報を把握し、不断の歳入確保に努めなければならない。

(効果的な予算執行)

第11条 市長は、事業効果を考慮した上で、最大の成果が得られるよう予算の執行を行わなければならない。

(重要性のある新たな行政課題への対応)

第12条 市長は、重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、そ

の必要性、効果及び財源を明らかにした上で対応しなければならない。

第3章 健全財政の維持

（判断指標）

第13条 市長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率及び将来負担比率を財政判断指標とし、当該比率について財政健全化法の規定に基づき国が定める早期健全化基準の2分の1を市独自の基準（以下「早期警戒基準」という。）と定め、これを上回らないように努めなければならない。

（健全財政維持の取組）

第14条 市長は、早期警戒基準を上回った場合は、健全な財政運営を維持するための計画（以下「健全財政維持計画」という。）を直ちに策定するとともに、健全財政維持計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

2 市長は、健全財政維持計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、市民に広く公表しなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市南流山福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 前田 良助

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市向小金福祉会館

2 指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 山田 幸雄

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 89 号

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の制定について

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公の施設として、流山市おおたかの森ホールを設置し、その管理について必要な事項を定め、指定管理者による管理を行わせるためである。

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、流山市文化芸術基本条例（平成26年流山市条例第39号）第4条第1項の規定に基づき文化芸術の推進に資するとともに、市民等交流の進展を図るため、流山市おおたかの森ホール（以下「おおたかの森ホール」という。）を設置する。

（位置）

第3条 おおたかの森ホールの位置は、次のとおりとする。

流山市東初石5丁目182番地の29

（事業）

第4条 おおたかの森ホールは、次に掲げる事業を行う。

- （1）音楽その他の文化芸術に関する事業
- （2）講演会、展示会等を通じた市民等の交流に関する事業
- （3）おおたかの森ホールの設置目的を達成するための施設の提供に関する事業
- （4）前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第5条 市は、おおたかの森ホールの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）におおたかの森ホールの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）おおたかの森ホールの施設、駐車場及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- （2）第4条に規定する事業の実施に関すること。
- （3）第9条に規定する事前予約に関すること。

- (4) 第10条に規定する使用の許可に関する事。
- (5) 第11条に規定する使用の制限に関する事。
- (6) 第12条に規定する使用の許可の取消し等に関する事。
- (7) 第14条に規定する使用期日の変更等に関する事。
- (8) 第16条に規定する模様替え等の許可に関する事。
- (9) 第19条から第21条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関する事。

(使用時間)

第7条 おおたかの森ホールの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 おおたかの森ホールの休館日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(事前予約)

第9条 おおたかの森ホールの施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、当該施設の事前予約をすることができる。

(使用の許可)

第10条 施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) おおたかの森ホールの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 施設等及び展示資料を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認めら

れるとき。

（使用の許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）第10条第2項の規定により付した使用の許可の条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

（4）前3号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第13条 おおたかの森ホールの施設は、同一使用者が同一施設を引き続き14日間まで使用することができる。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用期日の変更等）

第14条 使用者は、その使用日若しくは使用区分を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（目的外使用及び権利譲渡等の禁止）

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（模様替え等）

第16条 使用者が、施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は新たな設備等を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第17条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第12条の規定により施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 18 条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第 19 条 施設等の使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（駐車場に係るものを除く。）は、第 10 条第 1 項の規定による使用の許可に係る申請の際、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。ただし、国及び地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

3 利用料金（駐車場に係るものに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより支払わなければならない。

4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 20 条 指定管理者は、教育委員会規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 21 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 公用又は公共用その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

(3) 使用者が施設の利用の取消しを申し出た日から使用期日までの日数が 15 日を超えるとき。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者がおおたかの森ホールの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 おおたかの森ホールの使用等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第 19 条関係）

1 おおたかの森ホール施設利用料金表

（単位：円）

施 設		使用区分			
		午前	午後	夜間	終日
ホ ー ル	平日	21,200	36,200	42,600	100,000
	土日・休日	25,500	43,400	51,100	120,000
楽 屋 (小 1、小 2)	平日	270	460	560	1,290
	土日・休日	330	560	650	1,540
楽 屋 (個 室)	平日	380	650	770	1,800
	土日・休日	450	780	930	2,160
楽 屋 (大 1)	平日	480	820	970	2,270
	土日・休日	580	990	1,150	2,720
楽 屋 (大 2)	平日	480	820	940	2,240
	土日・休日	570	970	1,140	2,680
リ ハ ー サ ル 室	平日	3,870	6,580	7,760	18,210
	土日・休日	4,650	7,910	9,290	21,850
ス タ ジ オ 1	平日	1,160	1,970	2,340	5,470
	土日・休日	1,400	2,380	2,780	6,560
ス タ ジ オ 2	平日	1,150	1,960	2,300	5,410
	土日・休日	1,380	2,350	2,760	6,490
会 議 室 1	平日	540	920	1,100	2,560
	土日・休日	650	1,110	1,310	3,070
会 議 室 2	平日	830	1,410	1,660	3,900
	土日・休日	1,000	1,700	1,980	4,680

備 考

- 1 「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 10 時までをいう。
- 2 ホールの使用の許可にはホワイエの使用を含むものとし、その利用料金はホールの利用料金に含まれるものとする。
- 3 ホワイエを単体で使用する場合は、ホールの利用料金に 100 分の 40 以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額に

相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）とする。

- 4 この表に掲げる利用料金の使用区分を超えてホールを使用する場合の利用料金の上限額は、３０分（超える時間が３０分未満であるとき、又は３０分未満の端数があるときは、これを３０分とみなす。）までごとに、その直前（午前９時前の使用にあっては、直後）の利用料金の使用区分に係る規定の利用料金の上限額の３０分当たりの利用料金に１００分の１３０を乗じて得た額に相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、その額を切り上げた額）とする。
- 5 本市の市民以外の者が使用する場合は、規定の利用料金に１００分の１３０を乗じて得た額に相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）とする。この場合において、備考の３又は４のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に１００分の１３０を乗じて得た額に相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）とする。
- 6 営利を目的として使用する場合は、規定の利用料金に１００分の１５０以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額に相当する額（１０円未満の端数が生じたときはその額を切り捨てた額）とする。この場合において、備考の３、４又は５のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に１００分の１５０を乗じて得た額に相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）とする。
- 7 午前及び午後、午後及び夜間、又は午前、午後及び夜間について使用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで、又は正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までの間においても、使用することができる。
- 8 開館時間の変更に伴い、使用区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 9 楽屋は、ホールを使用する場合に限り使用することができる。
- 10 利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合算額に相当

する額を含む。

2 駐車場利用料金表

施設名	料金
駐車場	駐車からの時間が 30 分ごとに 500 円

備考

利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合算額に相当する額を含む。

3 附属設備利用料金表

区 分	附 属 設 備 名		単 位	1 回の利用料金 (円)
ホール 用	ピアノ	フルコンサートピアノⅠ	1 台	13,000
		フルコンサートピアノⅡ	1 台	8,000
	ビデオプロジェクター		1 台	3,240
リハー サル室 用	ピアノ	フルコンサートピアノ	1 台	6,000
スタジ オ用	ピアノ	アップライトピアノ (付属椅子あり)	1 台	1,080
	スタジオ音響セット		1 式	1,080
	ドラムセット		1 式	640
	ギターアンプ		1 台	640
	ベースアンプ		1 台	640
	デジタルピアノセット (付属椅子あり)		1 式	640
共 通	ピアノ用	補助ペダル	1 台	100
		補助台	1 台	100
		調律料	1 回	実費
	指揮者台		1 台	540
	譜面台	指揮者用	1 台	210
		演奏者用	1 台	100
	椅子	演奏者用	1 脚	210

	ピアノ用（背付）	1 脚	2 1 0
	ピアノ用（背無）	1 脚	5 4 0
	コントラバス用（背付）	1 脚	2 1 0
	コントラバス用（背無）	1 脚	3 2 0
	チェロ用	1 脚	2 1 0
	客席用	5 脚	1 0 0
	譜面灯	1 灯	1 0 0
	机	1 台	2 1 0
	演台（花台付）	1 式	1 , 0 8 0
	司会者台	1 台	5 4 0
	平台（大）	1 台	3 2 0
	平台（中）	1 台	2 1 0
	平台（小）	1 台	1 0 0
	金屏風	1 双	1 , 6 2 0
	緋毛氈	1 枚	1 0 0
	上敷ござ	1 枚	1 0 0
	地絨	1 枚	5 4 0
	吊看板	1 式	2 1 0
	高座用座布団	1 枚	1 0 0
	長布団	1 枚	1 0 0
	上敷き	1 枚	1 0 0
	表彰盆	1 台	1 0 0
	水差し	1 組	1 0 0
	めくり台	1 台	1 0 0
	バレエ用シート	1 本	5 4 0
	ビデオプロジェクター	1 台	2 , 1 6 0
	可搬式スクリーン	1 式	1 , 0 8 0
	展示パネル	1 台	3 2 0
	展示パネル用照明	1 個	1 0 0
	市旗	1 枚	1 0 0
	国旗	1 枚	1 0 0

照明設備	調光装置		1 式	2 , 1 6 0
	アッパーホリゾントライト		1 列	3 2 0
	ロアーホリゾントライト		1 台	1 0 0
	シーリングライト		1 列	1 0 0
	センターピンスポット		1 台	1 , 0 8 0
	スポットライト A		1 台	1 6 0
	スポットライト B		1 台	1 0 0
	パーライト		1 台	3 2 0
	スタンド		1 台	1 0 0
	カラーフィルター		1 枚	実費
	コンバージョンフィルター		1 枚	実費
	持込器具		1 キロ ワット	1 0 0
音響装置	拡声装置		1 式	1 , 0 8 0
	マイクロ フォン	ダイナミックマイク	1 本	5 4 0
		コンデンサーマイク A	1 本	1 , 0 8 0
		コンデンサーマイク B	1 本	1 , 6 2 0
	ワイヤレスマイク		1 本	1 , 0 8 0
	3 点吊りマイク装置		1 式	1 , 0 8 0
	再生機器		1 台	8 6 0
	録音機器		1 台	8 6 0
	ポータブル P A システム		1 式	5 4 0
	マルチボックス		1 台	5 4 0
	ダイレクトボックス		1 台	5 4 0
	マイクスタンド		1 本	1 0 0
	スピーカー		1 台	5 4 0
	持込器具		1 式	2 , 1 6 0

備考

- この表において、1 回の利用料金とは、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 1 0 時までの単位に区分したもののうち、1 つの単位当たりの利用料金をいう。
- ホールを平土間の形態で使用する場合は、机 5 0 台及び椅子

100脚を使用することができる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、当該追加する机及び椅子についてこの利用料金表に定める利用料金を徴収する。

- 3 リハーサル室を使用する場合は、机25台及び椅子50脚を使用することができる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、当該追加する机及び椅子についてこの利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 4 会議室1を使用する場合は、机6台及び椅子12脚を使用することができる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、当該追加する机及び椅子についてこの利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 5 会議室2を使用する場合は、机8台及び椅子16脚を使用することができる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、当該追加する机及び椅子についてこの利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 6 利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合算額に相当する額を含む。

議案第 90 号

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市立図書館の休館日及び開館時間を変更するためであ
る。

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市立図書館設置等に関する条例（昭和５３年流山市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号中「月曜日（」の次に「学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条第１項の規定により教育委員会が定める夏季における休業日である月曜日（以下「夏季月曜開館日」という。）を除き、夏季月曜開館日以外の月曜日が」を加え、同条第２号中「又は祝日法」を「、祝日法」に改め、「休日」の次に「又は夏季月曜開館日」を加える。

別表第２区分の項中「及び祝日法」を「、祝日法」に改め、「休日」の次に「及び夏季月曜開館日」を加え、同表流山市立中央図書館の項図書館（分館を除く。）の目中「午後８時」を「午後７時」に改め、同項南流山分館の目中「午前１０時」を「午前９時３０分」に、「午後８時」を「午後７時」に改め、同表流山市立森の図書館の項図書館の目及び流山市立木の図書館の項中「午後８時」を「午後７時」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第 91 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市初石公民館

2 指定管理者となる団体

流山市若葉台3番地の131

特定非営利活動法人市民助け合いネット

代表 片岡 興一

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市南流山センター

2 指定管理者となる団体

流山市若葉台3番地の131

特定非営利活動法人市民助け合いネット

代表 片岡 興一

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市立森の図書館

2 指定管理者となる団体

千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3

株式会社すばる

代表取締役 近藤 純哉

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 95 号

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正
する条例の制定について

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 路上喫煙防止重点区域内の路上喫煙及びたばこの吸い殻のポ
イ捨てについて、過料の規定を直接罰方式に改正するためであ
る。

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（平成１４年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第８号を第９号とし、第２号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、同条第１号中「道路をいう。）」の次に「又は市長が別に指定する区域」を加え、「たばこ」を「点火式たばこ」に、「含む。以下同じ。）」を「含み、非点火式たばこを吸うことを除く。以下同じ。）を」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる喫煙を除く。

ア 第９条第５項に規定する指定喫煙所における喫煙

イ 道路交通法第２条第１項第９号の自動車（同法第３条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）内の喫煙

第２条中第１号を第２号とし、第１号として次の１号を加える。

（１）たばこ たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第３号に規定する製造たばこであつて、次に掲げるものをいう。

ア 点火する方法により喫煙するたばこ（以下「点火式たばこ」という。）

イ 点火以外の方法により喫煙するたばこ（以下「非点火式たばこ」という。）

第２条に次の１号を加える。

（１０）自転車等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 自転車（道路交通法第２条第１項第１１号の２に規定する自転車をいう。）

イ 原動機付自転車（道路交通法第２条第１項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。）

ウ 自動二輪車（道路交通法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）

第８条第１項第１号中「（同条第５項に規定する指定喫煙所における喫煙及び道路交通法第２条第１項第９号の自動車（同法第３条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）内の喫煙を除く。）」を削り、同項第２号中「歩行中」の次に「又は自転車等の走行

中」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、重点区域内において、同条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をし、又は同条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てをした者を除く。

第12条を次のように改める。

(過料)

第12条 重点区域内において、第8条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をした者は、20,000円以下の過料に処する。

2 重点区域内において、第8条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てをした者は、20,000円以下の過料に処する。

3 前項に定めるもののほか、市内全域において、第8条第2項の規定に違反してポイ捨てをした者で、第10条に規定する勧告に従わなかったものは、20,000円以下の過料に処する。

4 市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所等に飼犬のふんの放置をした者で、第10条に規定する勧告に従わなかったものは、20,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の規定は、この条例の施行の日以後の行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

議案第 96 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防法令及び流山市火災予防条例に関する重大な違反のある
防火対象物について、その法令違反の内容を公表することによ
り、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減
を図るためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和 37 年流山市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第 48 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反すると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 97 号

流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
流山市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防団員の任命について、消防団員の確保が困難な状況に鑑み、年齢の上限を撤廃するためである。

流山市消防団条例の一部を改正する条例

流山市消防団条例（昭和 5 3 年流山市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 0 歳以下」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成29年11月30日提出

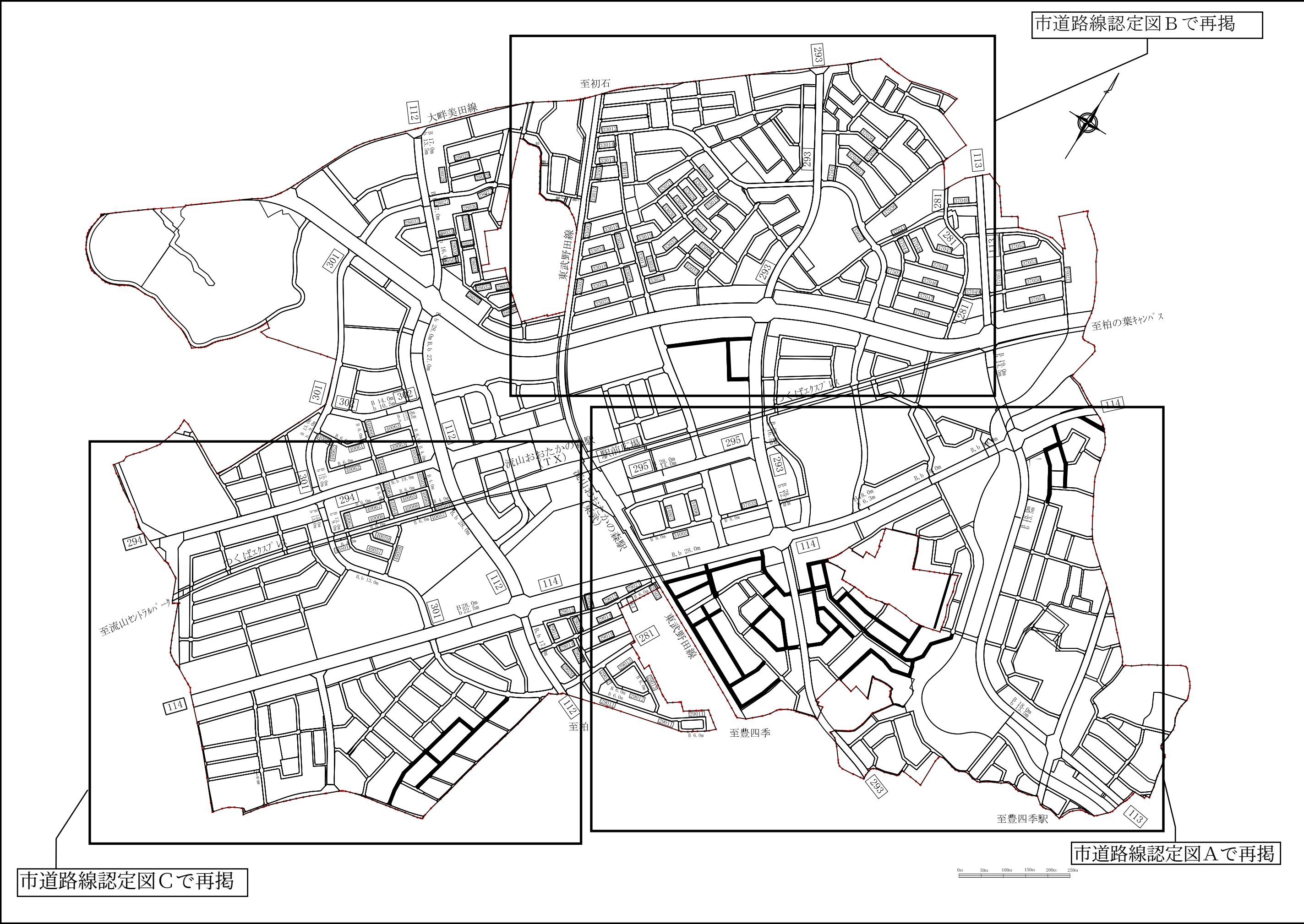
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	3 4 0 0 8	東初石 6 丁目区画 8 号線	東初石 6 丁目 1 8 6 番 5 0	
			同 所 同 番 4 8	
2	3 4 0 0 9	東初石 6 丁目区画 9 号線	東初石 6 丁目 1 8 7 番 2 1	
			十太夫 2 番 3 6	
3	3 4 0 1 0	東初石 6 丁目区画 1 0 号線	東初石 6 丁目 1 8 7 番 1 4 9	
			十太夫 2 番 4 7	
4	3 4 5 0 1	東初石 6 丁目 1 号自転車歩行者専用道路	東初石 6 丁目 1 8 6 番 5 5	
			同 所 2 4 6 番 2	
5	3 4 5 0 2	東初石 6 丁目 2 号自転車歩行者専用道路	東初石 6 丁目 1 8 7 番 1 5 1	
			同 所 同 番 1 5 5	
6	3 4 5 0 3	東初石 6 丁目 3 号自転車歩行者専用道路	東初石 6 丁目 1 8 7 番 1 8 9	
			同 所 同 番 1 9	
7	3 4 5 0 4	東初石 6 丁目 4 号自転車歩行者専用道路	東初石 6 丁目 1 8 6 番 3 9	
			同 所 同 番 1 4 4	
8	3 4 5 0 5	東初石 6 丁目 5 号自転車歩行者専用道路	東初石 6 丁目 1 8 6 番 1 2	
			同 所 同 番 1 6 2	
9	3 7 0 8 1	十太夫区画 8 1 号線	十太夫 1 7 9 番	
			同 所 1 6 5 番	
1 0	3 7 0 8 2	十太夫区画 8 2 号線	十太夫 1 0 3 番 1	
			同 所 1 5 番 1 7	
1 1	3 7 0 8 3	十太夫区画 8 3 号線	十太夫 1 0 1 番 4	
			同 所 1 5 番 1 0	
1 2	3 7 0 8 4	十太夫区画 8 4 号線	十太夫 1 0 番	
			同 所 1 5 番 6	
1 3	3 7 0 8 5	十太夫区画 8 5 号線	十太夫 1 0 番	
			同 所 8 番 1	
1 4	3 7 0 8 6	十太夫区画 8 6 号線	十太夫 9 番 1	
			同 所 7 番 1	
1 5	3 7 0 8 7	十太夫区画 8 7 号線	十太夫 2 番 5	
			同 所 1 5 番 1 8	
1 6	3 7 0 8 8	十太夫区画 8 8 号線	十太夫 1 5 番 8	
			同 所 同 番 5	
1 7	3 7 0 8 9	十太夫区画 8 9 号線	十太夫 1 6 番 3 6	
			同 所 同 番 2 9	
1 8	3 7 0 9 0	十太夫区画 9 0 号線	十太夫 1 6 番 2 4	
			駒木字中橋上 2 8 8 番 2	
1 9	3 7 0 9 1	十太夫区画 9 1 号線	十太夫 1 6 番 4 2	
			同 所 同 番 1 2	
2 0	3 7 0 9 2	十太夫区画 9 2 号線	十太夫 2 番 9 2	
			同 所 1 6 番 1 2	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
2 1	3 7 0 9 3	十太夫区画 9 3 号線	十太夫 2 番 1 5 2	
			同 所同番 2 5	
2 2	3 7 0 9 4	十太夫区画 9 4 号線	十太夫 1 番 1 3	
			同 所 2 番 4 8	
2 3	3 7 0 9 5	十太夫区画 9 5 号線	十太夫 1 0 番	
			東初石 6 丁目 1 8 6 番 4 9	
2 4	3 7 0 9 6	十太夫区画 9 6 号線	十太夫 2 番 1 9	
			同 所同番 3 0	
2 5	3 7 5 1 6	十太夫 1 6 号自転車歩行者専用道路	十太夫 1 4 6 番 6	
			同 所 1 3 7 番 1	
2 6	3 7 5 1 7	十太夫 1 7 号自転車歩行者専用道路	十太夫 1 3 番 2	
			同 所 2 番 1 3 7	
2 7	3 8 0 9 5	駒木区画 9 5 号線	駒木字中溜上 3 4 9 番 1	
			同 所 3 7 6 番 8	
2 8	3 8 0 9 6	駒木区画 9 6 号線	駒木字中溜上 3 4 7 番 2	
			同 所 3 4 2 番 2	
2 9	3 8 0 9 7	駒木区画 9 7 号線	駒木字中溜上 3 4 1 番 1	
			同 所 3 4 7 番 3	
3 0	4 0 1 1 3	市野谷区画 1 1 3 号線	市野谷字立野 7 8 6 番 7	
			同 所 7 8 7 番 1 8	
3 1	4 0 1 1 4	市野谷区画 1 1 4 号線	市野谷字立野 7 9 3 番 2	
			同 所 7 8 7 番 4 7	
3 2	4 0 1 1 5	市野谷区画 1 1 5 号線	市野谷字立野 7 8 7 番 1 2	
			同 所同 番 1 2	
3 3	8 0 0 3 9	木区画 3 9 号線	流山字巳之起 2 5 8 1 番 1	
			松戸市新松戸 7 丁目 2 6 3 番	
3 4	8 0 0 4 0	木区画 4 0 号線	木字神明 1 7 2 番	
			同 所 1 6 0 番	
3 5	6 6 0 7 9	西平井区画 7 9 号線	西平井字西ノ下 6 7 4 番 1	
			同 所 6 4 1 番	
3 6	6 6 0 8 2	西平井区画 8 2 号線	西平井字入谷津 1 5 3 4 番 1	
			同 所 1 5 1 6 番	
3 7	6 6 0 8 4	西平井区画 8 4 号線	西平井字前谷津 1 4 4 2 番	
			西平井字十二相 1 4 9 9 番	
3 8	6 6 0 9 6	西平井区画 9 6 号線	西平井字広田 1 1 9 3 番 1	
			同 所 1 1 9 2 番	
3 9	6 6 0 9 7	西平井区画 9 7 号線	西平井字向地 1 3 5 0 番	
			同 所同 番	
4 0	6 6 0 9 8	西平井区画 9 8 号線	西平井字広田 1 1 9 9 番 1	
			西平井字釘貫 1 0 8 4 番 3	

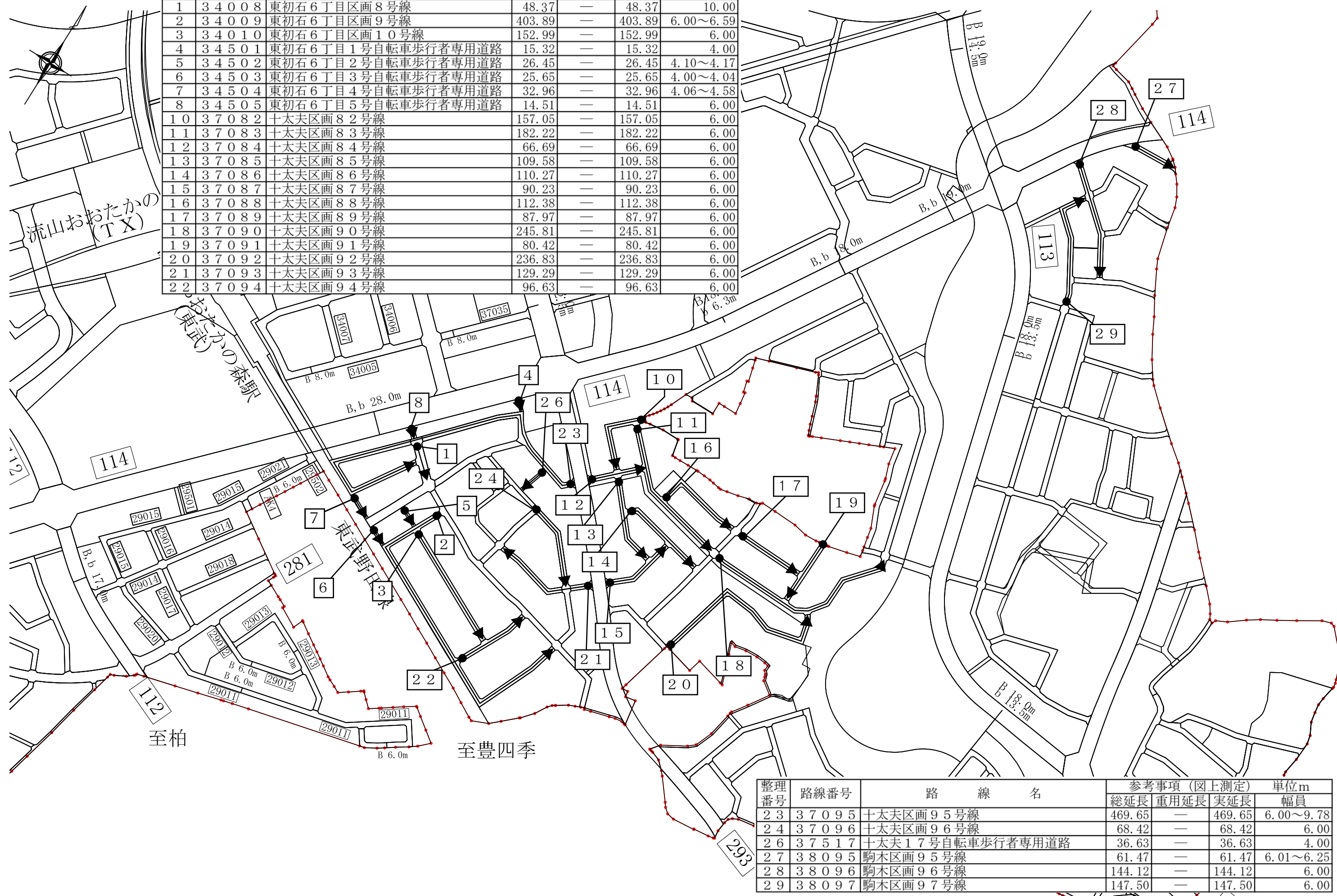
整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
4 1	6 6 1 0 0	西平井区画 1 0 0 号線	西平井字広田 1 1 8 7 番	
			同 所 1 1 8 6 番 3	
4 2	6 6 1 0 1	西平井区画 1 0 1 号線	西平井字広田 1 1 8 4 番	
			西平井字向地 1 3 4 3 番 1	
4 3	6 6 1 0 2	西平井区画 1 0 2 号線	西平井字向地 1 3 5 0 番	
			同 所 1 3 2 6 番	
4 4	6 6 1 0 9	西平井区画 1 0 9 号線	西平井字四斗蒔 6 0 7 番 1	
			西平井字道合 3 0 1 番 1	
4 5	6 6 5 0 4	西平井 4 号自転車歩行者専用道路	西平井字前谷津 1 4 6 2 番	
			同 所 1 4 6 1 番	
4 6	6 6 5 0 7	西平井 7 号自転車歩行者専用道路	西平井字根郷前 1 3 6 6 番	
			西平井字向地 1 3 2 7 番 3	
4 7	8 1 0 9 6	鰯ヶ崎区画 9 6 号線	鰯ヶ崎字谷津 1 0 9 0 番 2	
			西平井字塚ノ腰 1 2 0 3 番 1	
4 8	8 1 0 9 7	鰯ヶ崎区画 9 7 号線	鰯ヶ崎字谷津 1 0 7 2 番 1	
			鰯ヶ崎字塚ノ腰 1 1 9 2 番	
4 9	8 1 1 0 0	鰯ヶ崎区画 1 0 0 号線	鰯ヶ崎字谷津 1 1 1 4 番 1	
			同 所 1 0 8 6 番	
5 0	0 2 0 9 8	西深井区画 9 8 号線	西深井字十ノ割 8 4 3 番 4 0	
			同 所同 番 4 4	
5 1	0 4 0 5 7	こうのす台区画 5 7 号線	こうのす台 2 6 1 番 3 1	
			同 所同 番 2 4	
5 2	0 7 0 4 9	美原区画 4 9 号線	美原 1 丁目 1 5 1 番 1	
			同 所同 番 1 6	
5 3	1 0 0 2 5	江戸川台西 3 丁目区画 2 5 号線	江戸川台西 3 丁目 1 2 7 番 2 1	
			同 所同 番 1 7	
5 4	3 0 0 6 2	東初石 1・2 丁目区画 6 2 号線	東初石 1 丁目 6 6 番 8 2	
			同 所同 番 2 2	
5 5	6 2 0 4 9	野々下 5 丁目区画 4 9 号線	野々下 5 丁目 1 0 6 6 番 1 1	
			同 所 1 0 6 2 番 2 2	
5 6	6 3 0 3 0	野々下 6 丁目区画 3 0 号線	野々下 6 丁目 1 0 4 4 番 7	
			同 所 1 0 4 5 番 1	
5 7	7 4 0 3 7	松ヶ丘 2 丁目区画 3 7 号線	松ヶ丘 2 丁目 3 5 5 番 1	
			同 所同 番 2 7	
5 8	8 1 1 0 1	鰯ヶ崎区画 1 0 1 号線	鰯ヶ崎字背戸谷 1 6 5 6 番 1 0	
			同 所 1 6 5 7 番 3	
5 9	8 4 0 8 4	向小金区画 8 4 号線	向小金 2 丁目 2 4 4 番 1 4	
			同 所 2 2 3 番 7 2	
6 0	0 3 2 7 0	東深井区画 2 7 0 号線	東深井字宮前 2 3 7 番 1	
			同 所 2 4 7 番 6	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
6 1	0 6 0 4 5	中野久木区画 4 5 号線	中野久木字田苗下 5 8 番	
			同 所 1 1 番 1	
6 2	0 7 0 5 0	美原区画 5 0 号線	美原 3 丁目 8 7 番 3	
			同 所 8 8 番 1 2	
6 3	3 1 0 2 1	東初石 3 丁目区画 2 1 号線	東初石 3 丁目 2 7 8 番 1 0	
			同 所 2 7 9 番 1	
6 4	4 3 0 1 1	流山 2 丁目区画 1 1 号線	流山 2 丁目 2 4 番 1	
			同 所 1 6 番 2 0	

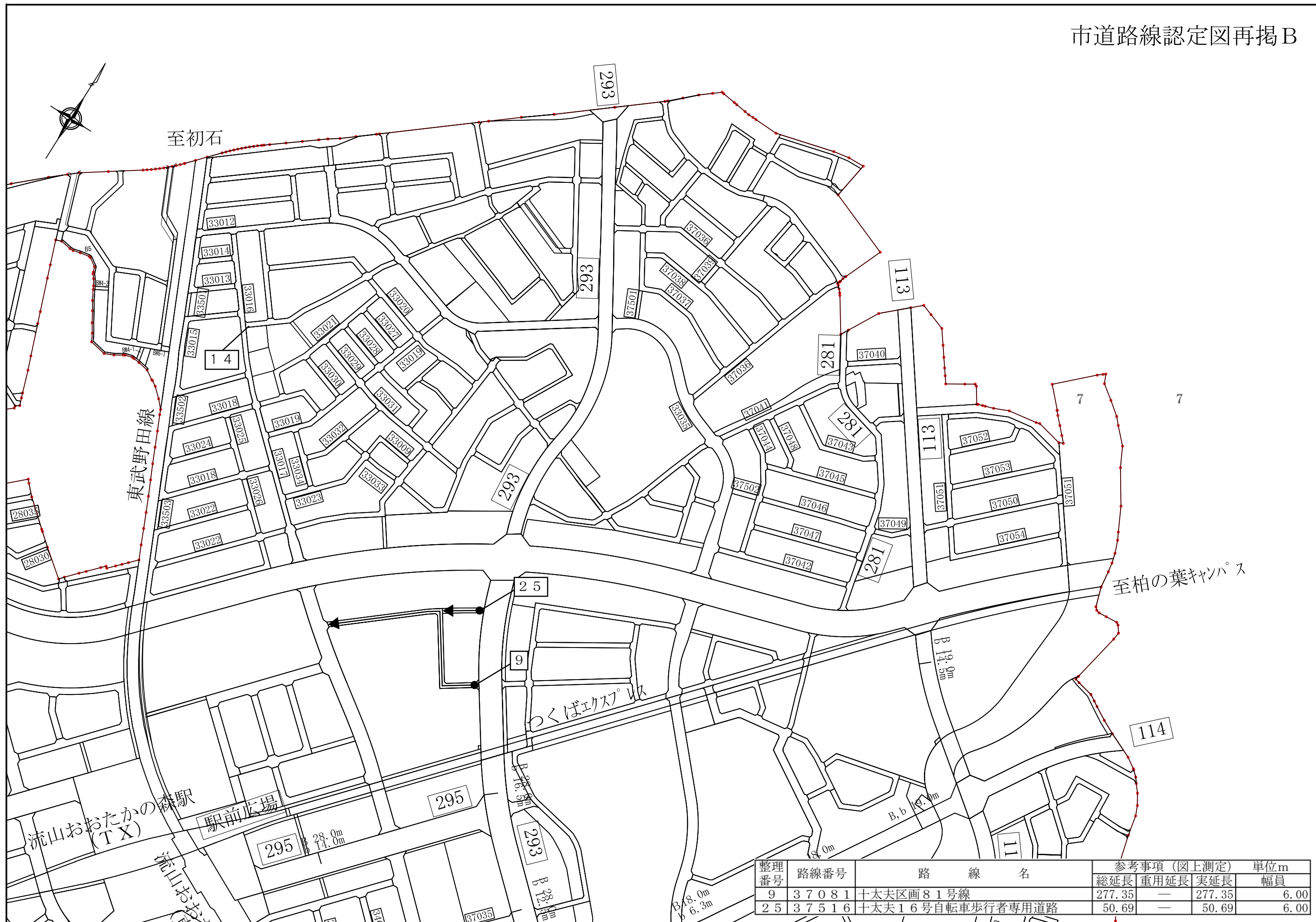


市道路線認定図再掲A

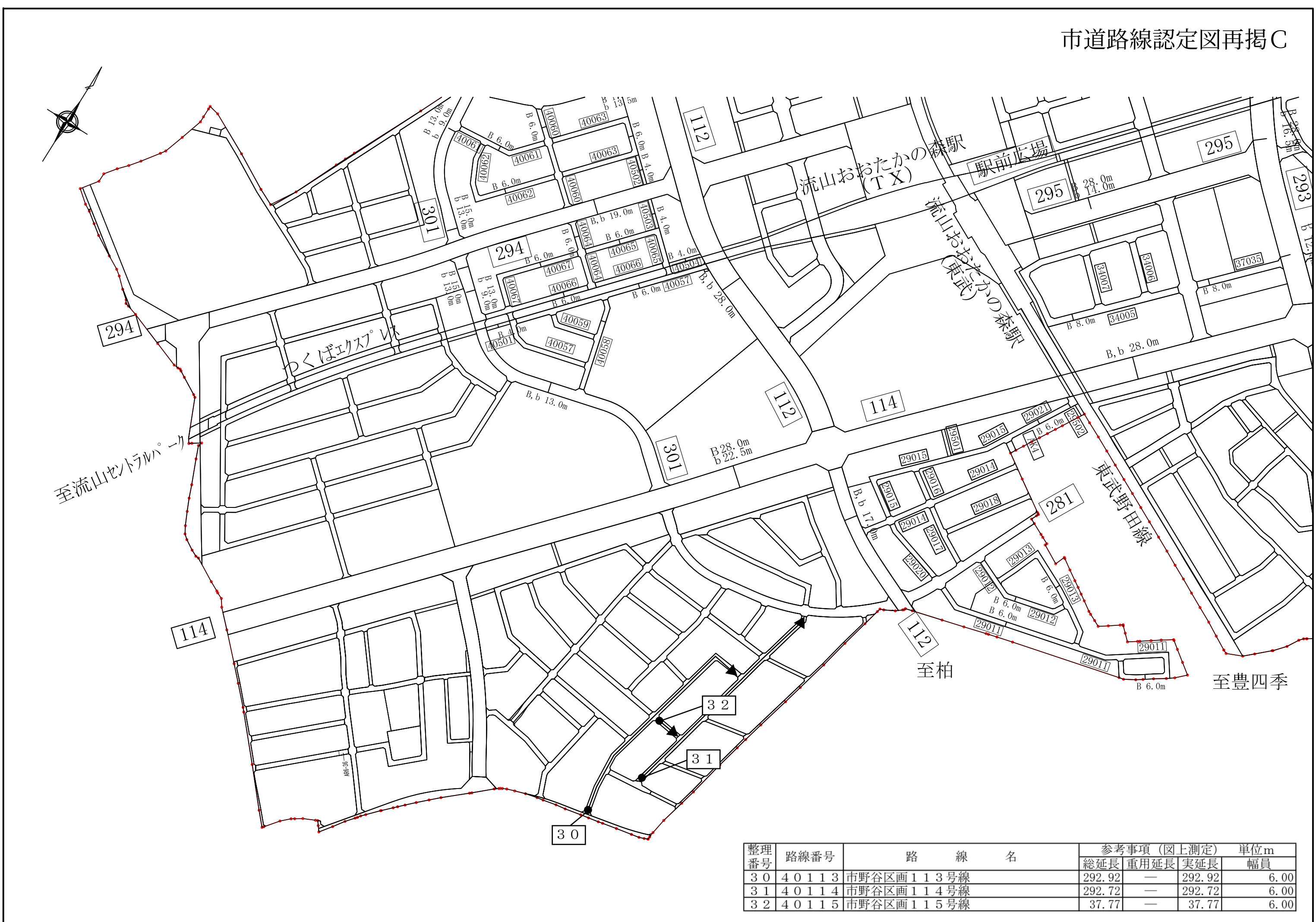
整理番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	3 4 0 0 8	東初石6丁目区画8号線	48.37	—	48.37	10.00
2	3 4 0 0 9	東初石6丁目区画9号線	403.89	—	403.89	6.00～6.59
3	3 4 0 1 0	東初石6丁目区画10号線	152.99	—	152.99	6.00
4	3 4 5 0 1	東初石6丁目1号自転車歩行者専用道路	15.32	—	15.32	4.00
5	3 4 5 0 2	東初石6丁目2号自転車歩行者専用道路	26.45	—	26.45	4.10～4.17
6	3 4 5 0 3	東初石6丁目3号自転車歩行者専用道路	25.65	—	25.65	4.00～4.04
7	3 4 5 0 4	東初石6丁目4号自転車歩行者専用道路	32.96	—	32.96	4.06～4.58
8	3 4 5 0 5	東初石6丁目5号自転車歩行者専用道路	14.51	—	14.51	6.00
1 0	3 7 0 8 2	十太夫区画82号線	157.05	—	157.05	6.00
1 1	3 7 0 8 3	十太夫区画83号線	182.22	—	182.22	6.00
1 2	3 7 0 8 4	十太夫区画84号線	66.69	—	66.69	6.00
1 3	3 7 0 8 5	十太夫区画85号線	109.58	—	109.58	6.00
1 4	3 7 0 8 6	十太夫区画86号線	110.27	—	110.27	6.00
1 5	3 7 0 8 7	十太夫区画87号線	90.23	—	90.23	6.00
1 6	3 7 0 8 8	十太夫区画88号線	112.38	—	112.38	6.00
1 7	3 7 0 8 9	十太夫区画89号線	87.97	—	87.97	6.00
1 8	3 7 0 9 0	十太夫区画90号線	245.81	—	245.81	6.00
1 9	3 7 0 9 1	十太夫区画91号線	80.42	—	80.42	6.00
2 0	3 7 0 9 2	十太夫区画92号線	236.83	—	236.83	6.00
2 1	3 7 0 9 3	十太夫区画93号線	129.29	—	129.29	6.00
2 2	3 7 0 9 4	十太夫区画94号線	96.63	—	96.63	6.00



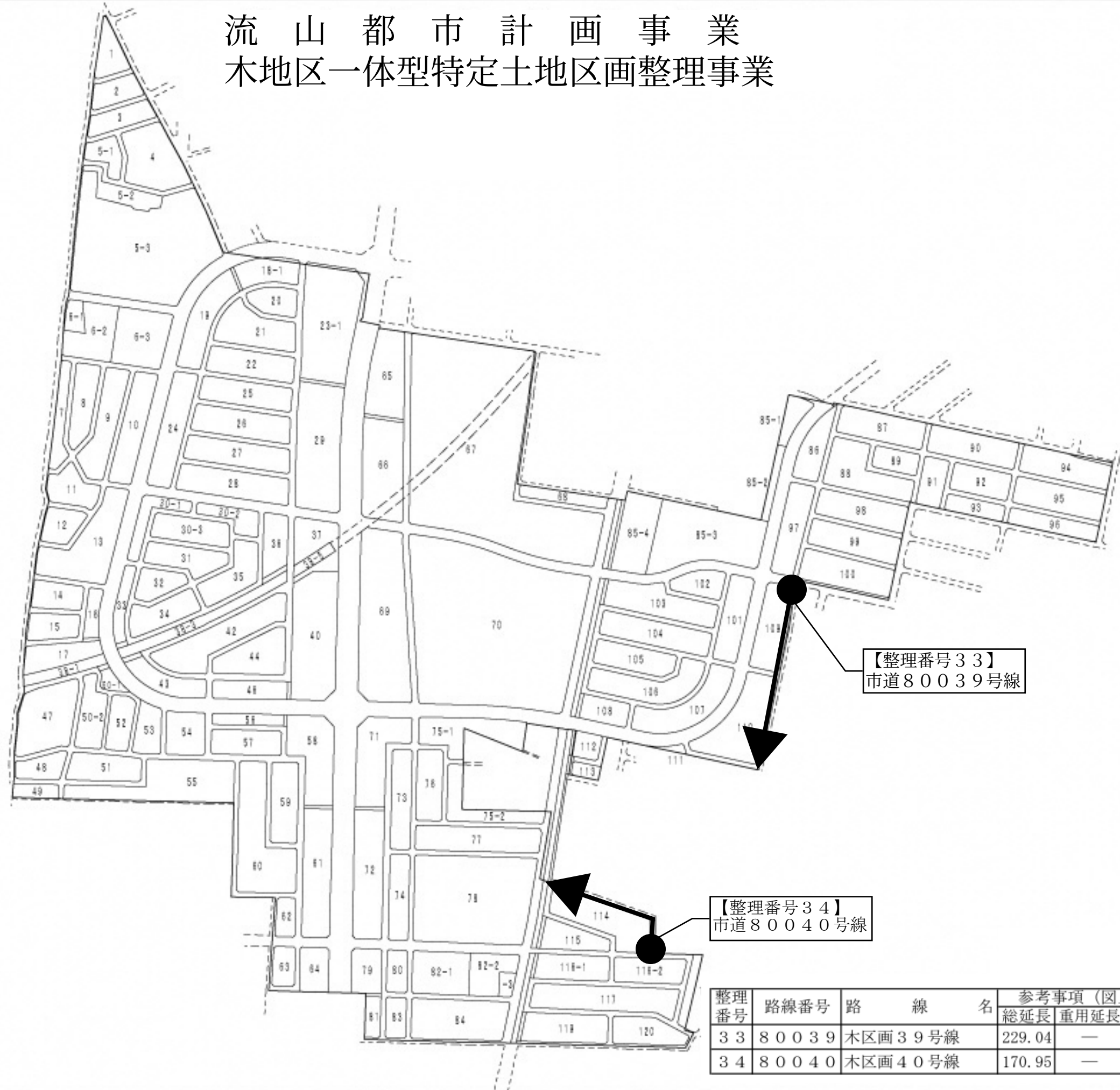
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項(図上測定)			単位:m
			総延長	重用延長	実延長	
23	37095	十太夫区画95号線	469.65	—	469.65	6.00~9.7
24	37096	十太夫区画96号線	68.42	—	68.42	6.0
26	37517	十太夫17号自転車歩行者専用道路	36.63	—	36.63	4.0
27	38095	駒木区画95号線	61.47	—	61.47	6.01~6.2
28	38096	駒木区画96号線	144.12	—	144.12	6.0
29	38097	駒木区画97号線	147.50	—	147.50	6.0



市道路線認定図再掲C



流山都市計画事業 本地区一体型特定土地区画整理事業



整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			単位m
			総延長	重用延長	実延長	
33	80039	木区画39号線	229.04	—	229.04	1.94～3.78
34	80040	木区画40号線	170.95	—	170.95	1.18～8.11



整理番号	路線番号	路 線 名	参考事項（図上測定） 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
3 5	6 6 0 7 9	西平井区画 7 9 号線	141.67	—	141.67	6.00
3 6	6 6 0 8 2	西平井区画 8 2 号線	85.78	—	85.78	6.00
3 7	6 6 0 8 4	西平井区画 8 4 号線	185.57	—	185.57	6.00
3 8	6 6 0 9 6	西平井区画 9 6 号線	31.06	—	31.06	6.00
3 9	6 6 0 9 7	西平井区画 9 7 号線	33.80	—	33.80	6.00
4 0	6 6 0 9 8	西平井区画 9 8 号線	119.57	—	119.57	6.00
4 1	6 6 1 0 0	西平井区画 1 0 0 号線	42.84	—	42.84	4.00
4 2	6 6 1 0 1	西平井区画 1 0 1 号線	57.70	—	57.70	4.00
4 3	6 6 1 0 2	西平井区画 1 0 2 号線	80.56	—	80.56	6.00
4 4	6 6 1 0 9	西平井区画 1 0 9 号線	234.91	—	234.91	6.00
4 5	6 6 5 0 4	西平井 4 号自転車歩行者専用道路	29.60	—	29.60	4.00
4 6	6 6 5 0 7	西平井 7 号自転車歩行者専用道路	32.46	—	32.46	4.00
4 7	8 1 0 9 6	鰭ヶ崎区画 9 6 号線	109.00	—	109.00	6.00
4 8	8 1 0 9 7	鰭ヶ崎区画 9 7 号線	139.69	—	139.69	6.00
4 9	8 1 1 0 0	鰭ヶ崎区画 1 0 0 号線	67.15	—	67.15	6.00

市道路線認定図



市道路線認定図



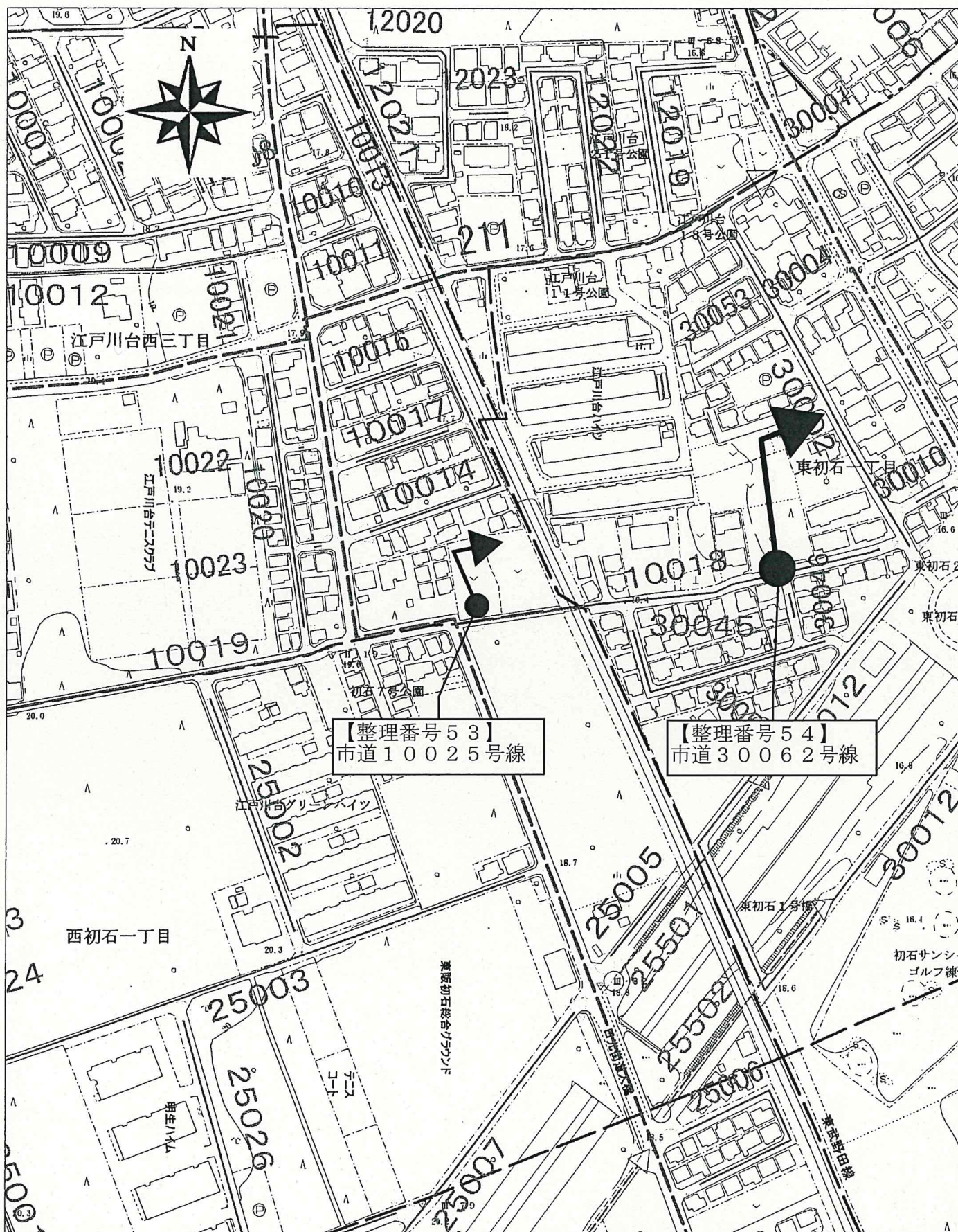
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5 1	0 4 0 5 7	こうのす台区画57号線	42.00	—	42.00	6.01~9.01

市道路線認定図



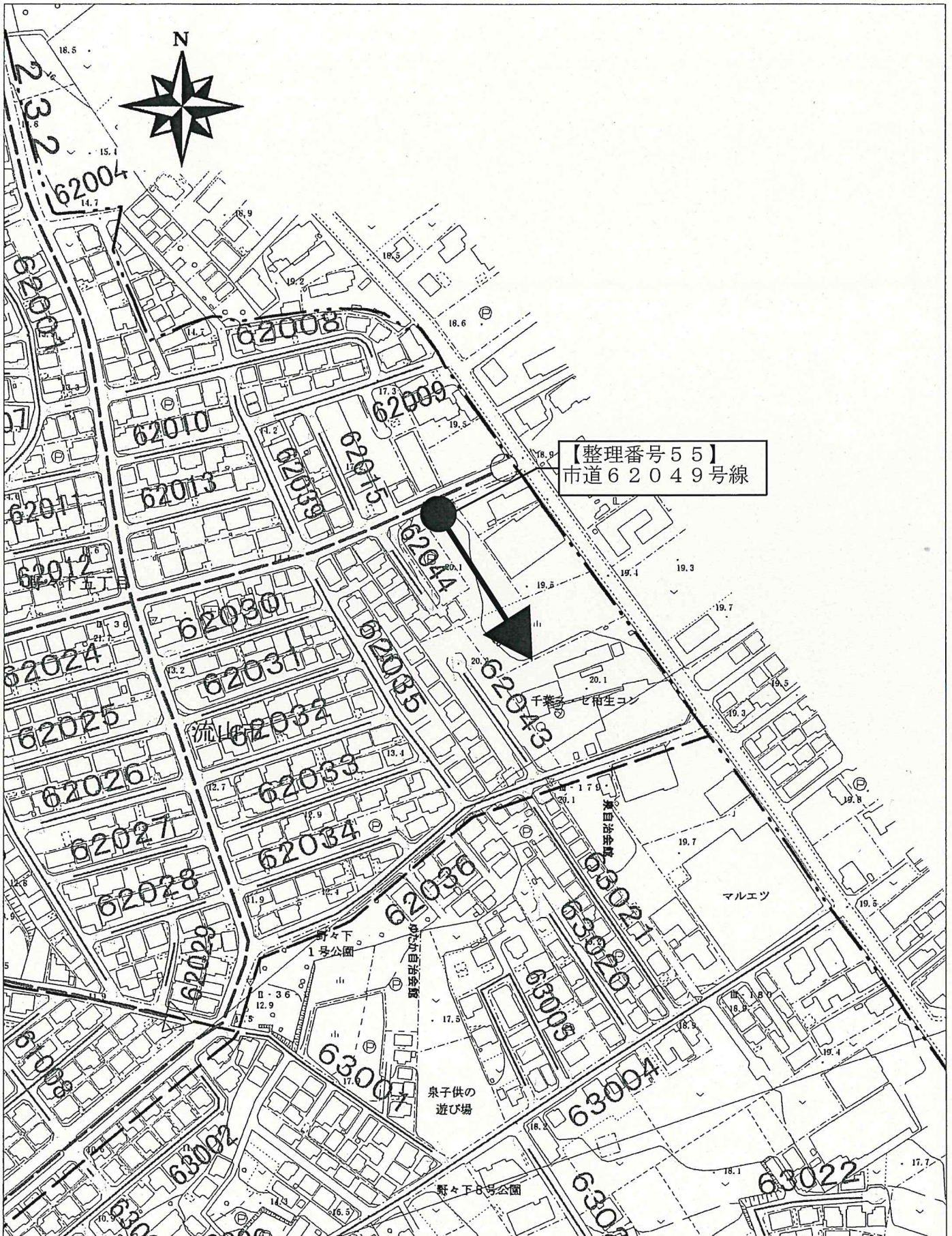
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
52	07049	美原区画49号線	26.78	—	26.78	5.00~9.07

市道路線認定図



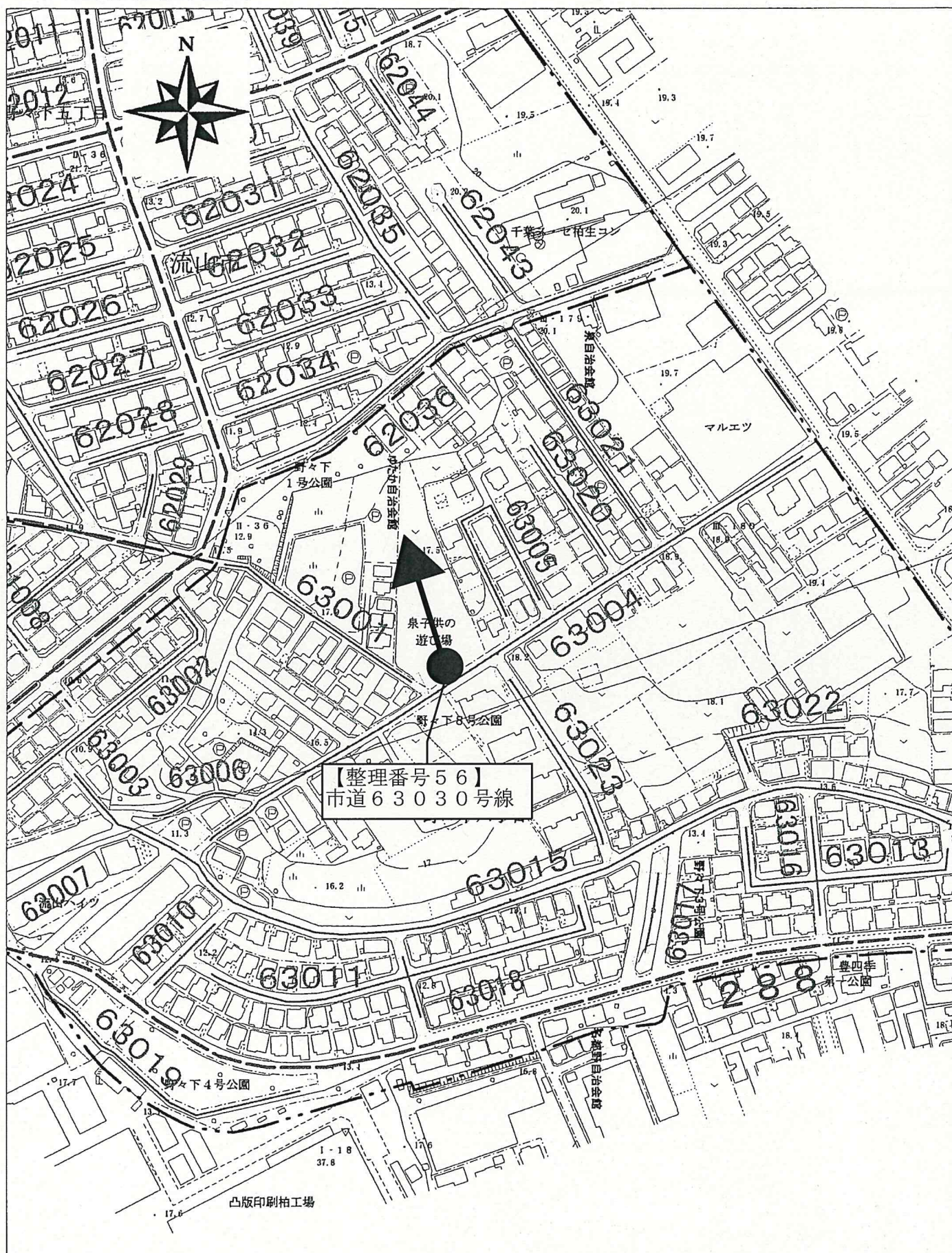
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
53	10025	江戸川台西3丁目区画25号線	38.94	—	38.94	5.01～9.01
54	30062	東初石1・2丁目区画62号線	112.74	—	112.74	5.00～5.37

市道路線認定図



整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
55	62049	野々下5丁目区画49号線	97.34	—	97.34	5.40~9.00

市道路線認定図



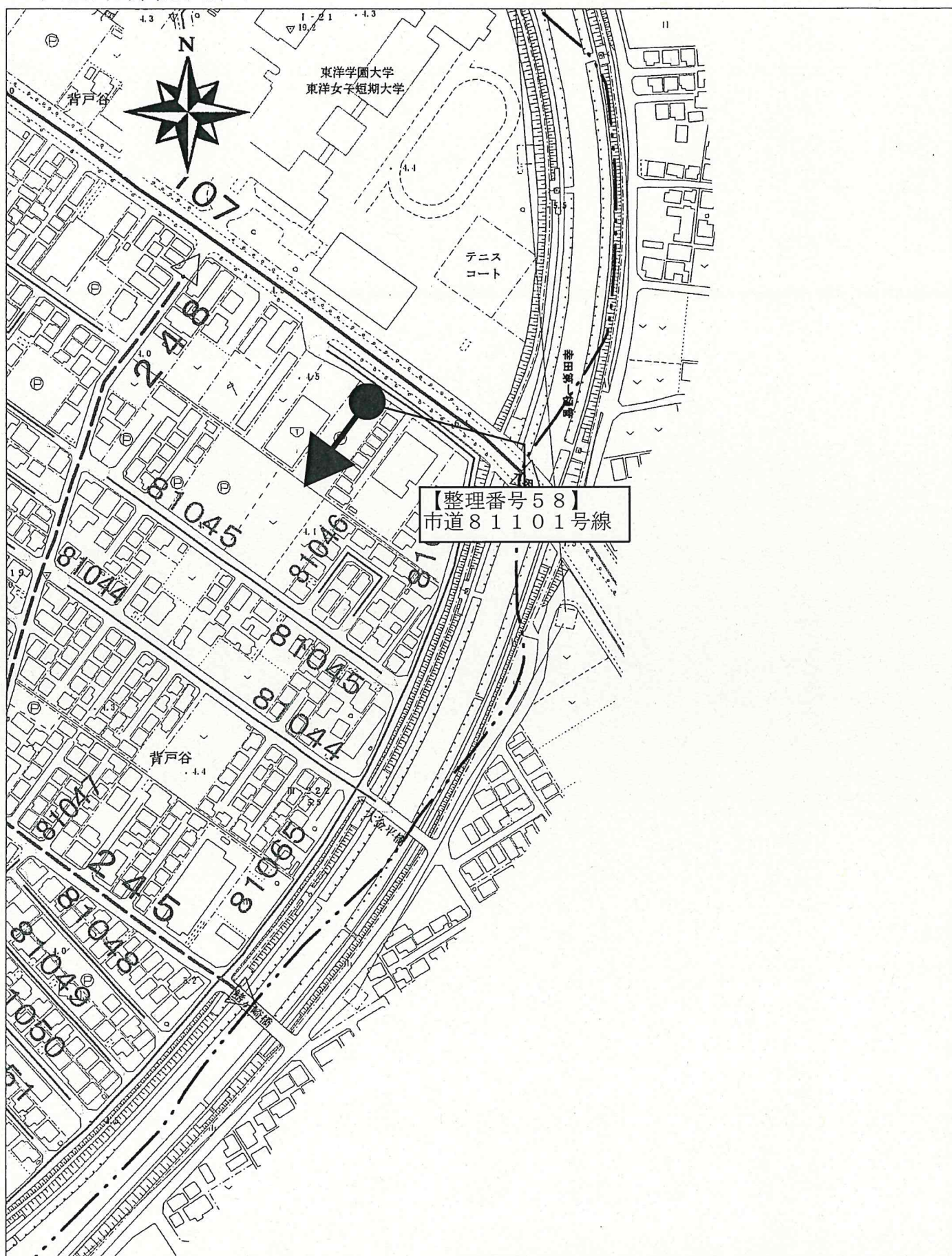
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
56	63030	野々下6丁目区画30号線	78.88	—	78.88	6.00~7.93

市道路線認定図



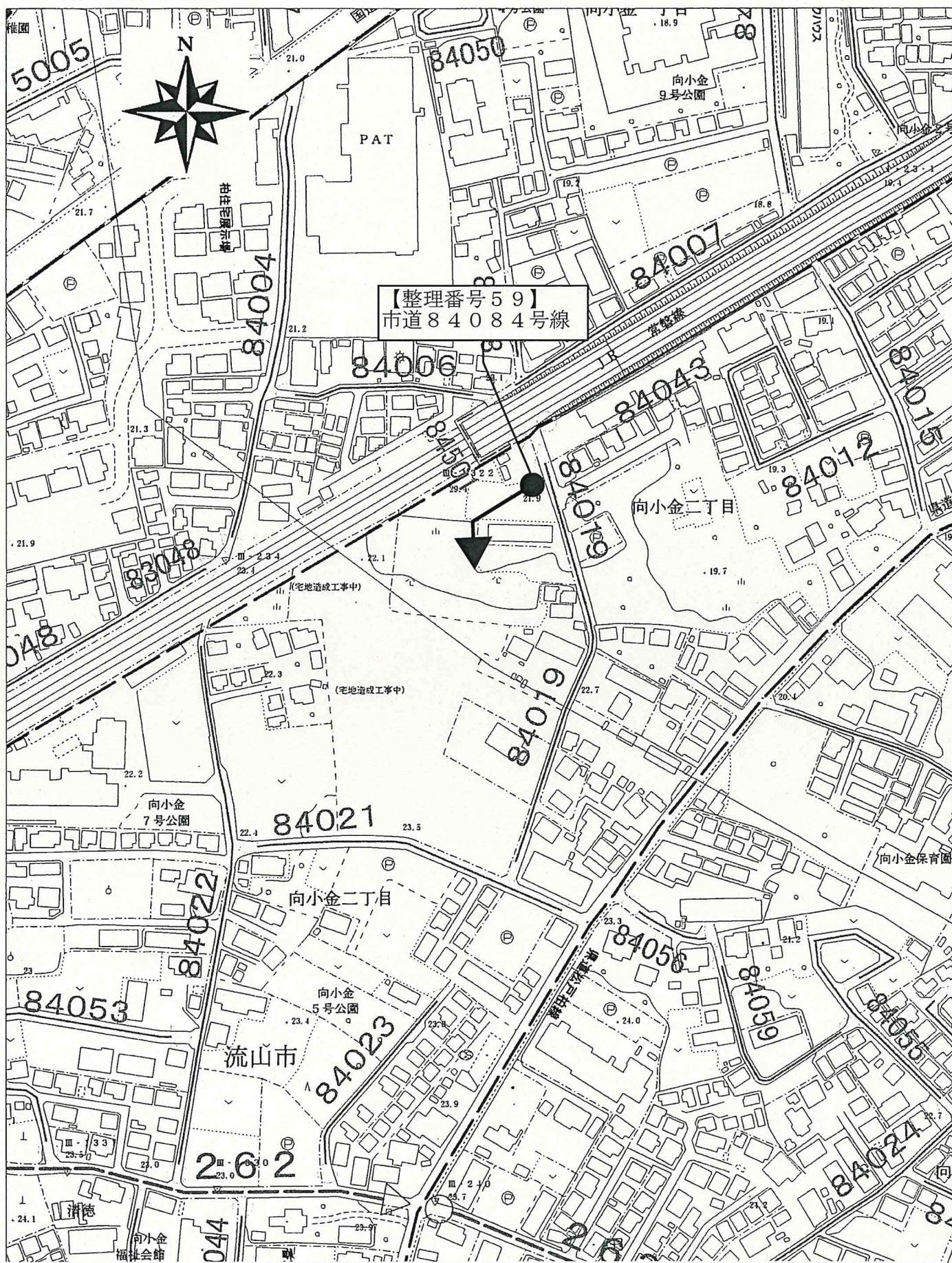
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (图上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
57	74037	松ヶ丘2丁目区画37号線	23.77	—	23.77	5.00~9.01

市道路線認定図



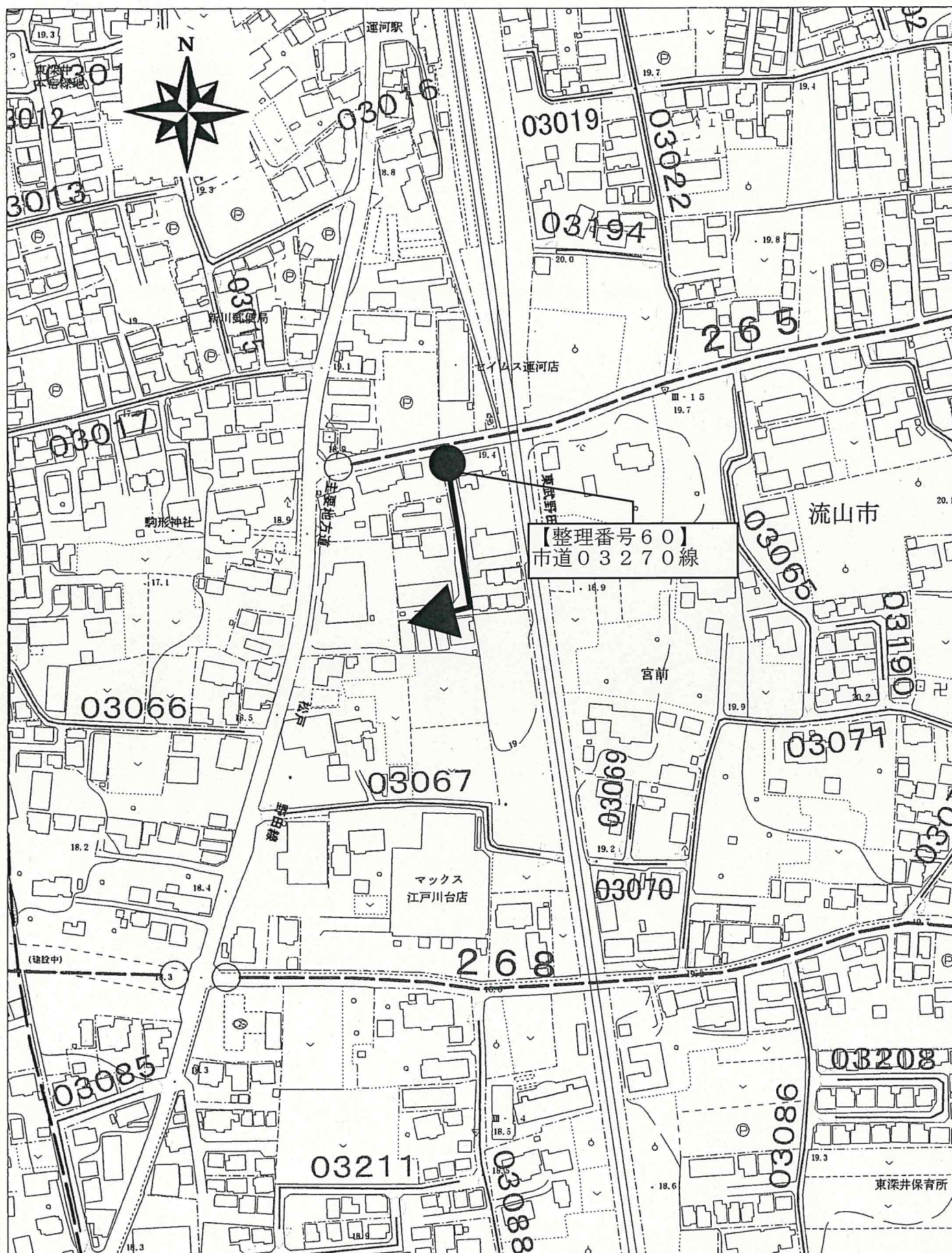
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
58	81101	鯖ヶ崎区画101号線	44.73	—	44.73	6.00~9.17

市道路線認定図



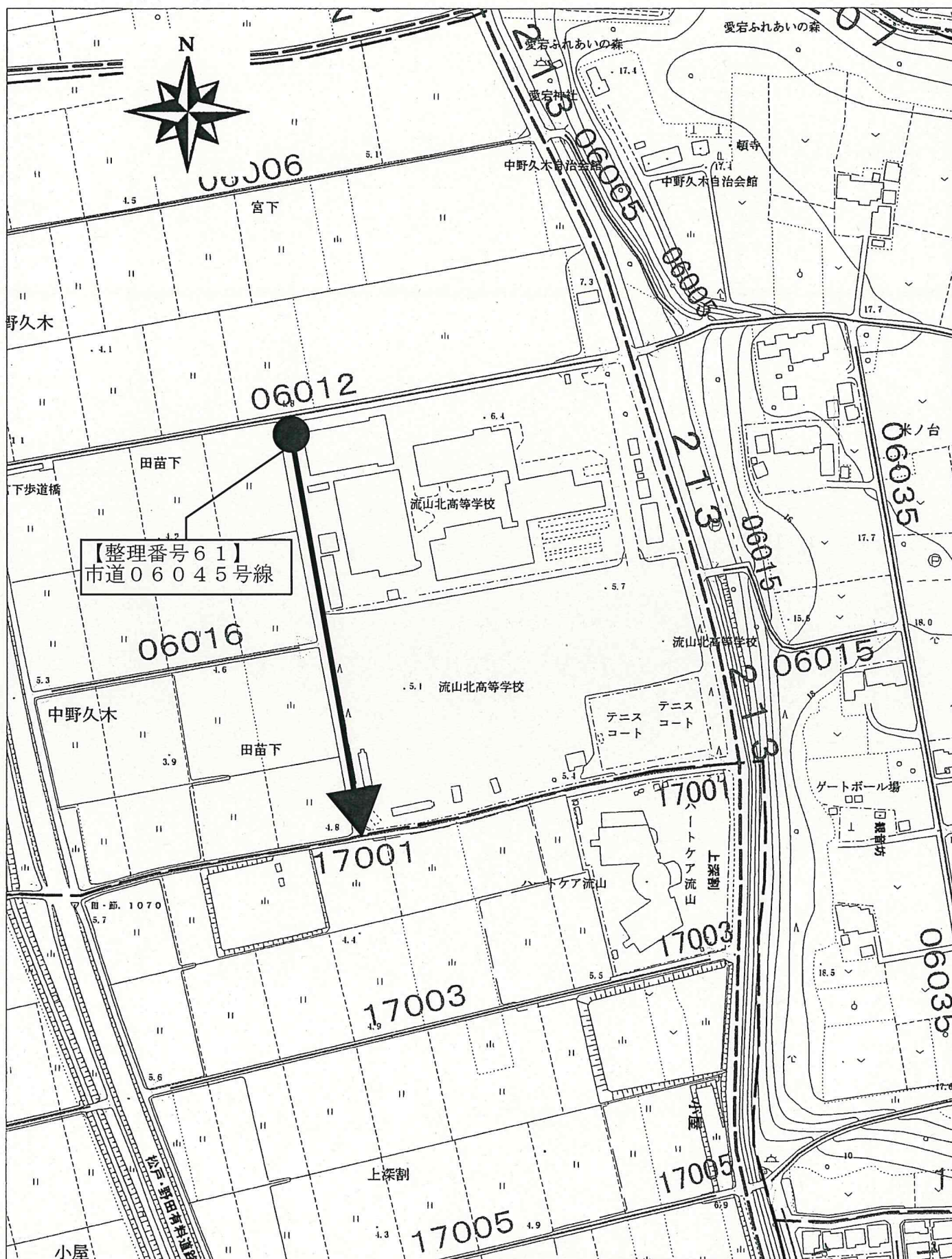
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
59	84084	向小金区画84号線	39.52	—	39.52	5.00~9.00

市道路線認定図



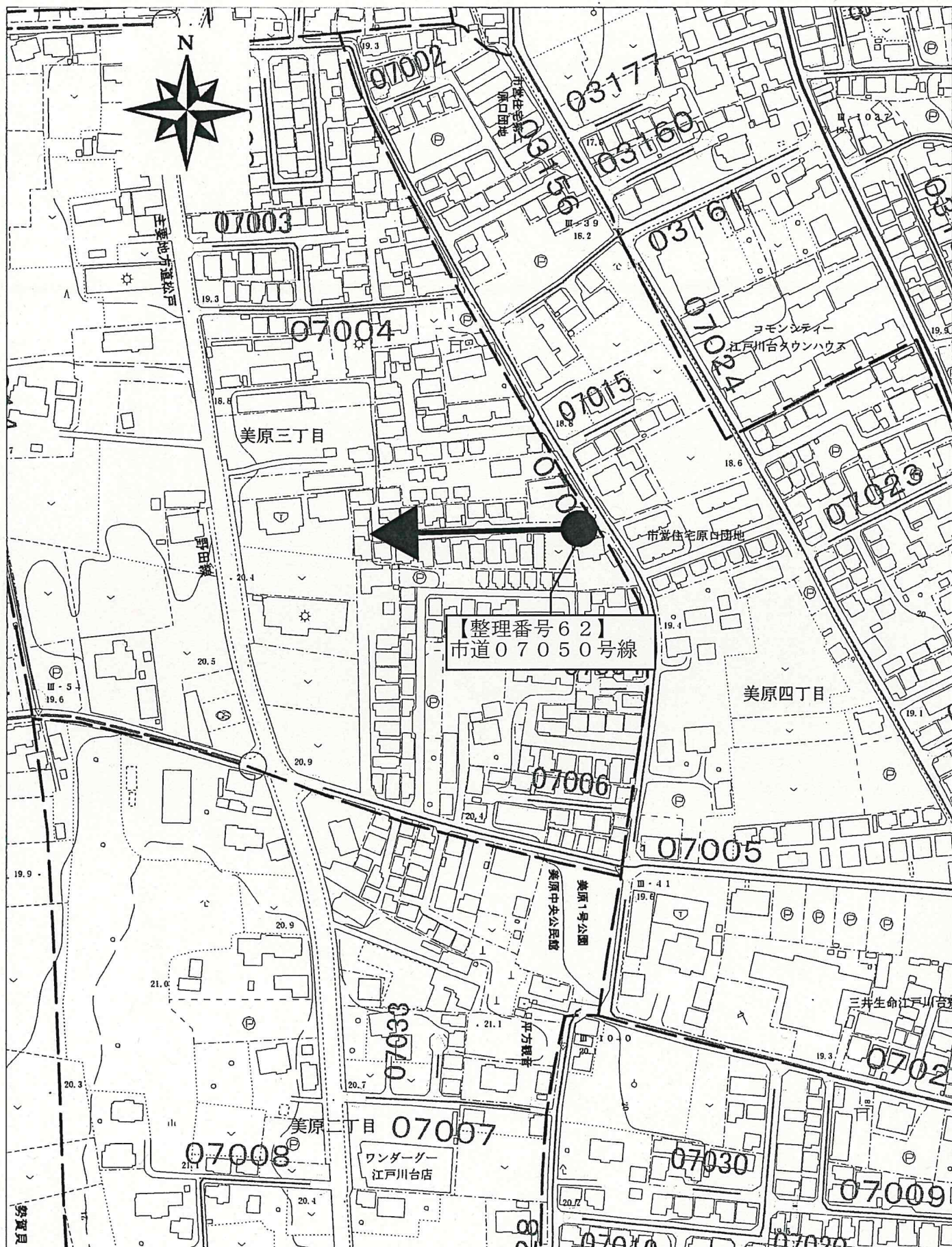
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
60	03270	東深井区画270号線	106.91	—	106.91	5.00~6.07

市道路線認定図



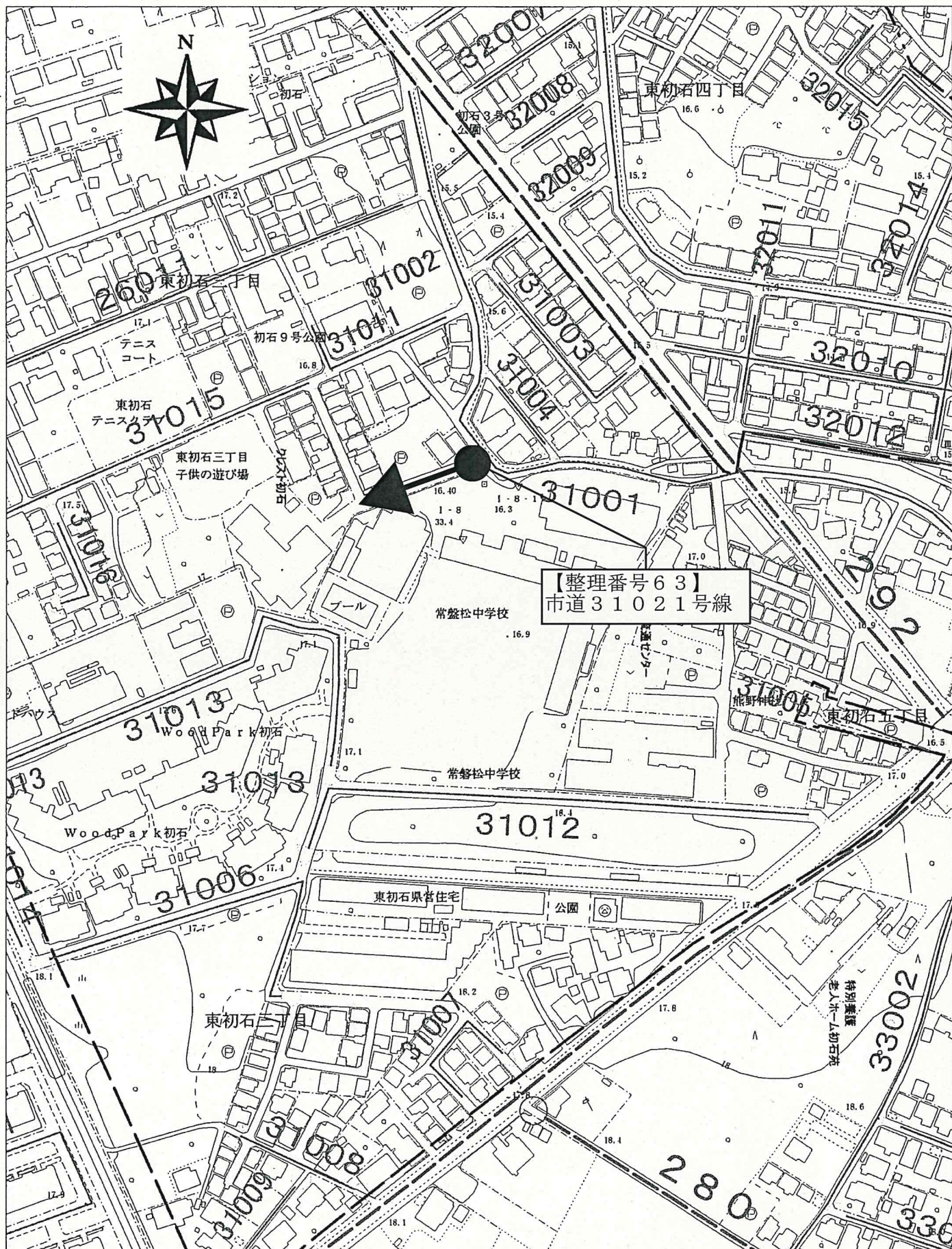
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
61	06045	中野久木区画45号線	211.12	—	211.12	5.27~5.80

市道路線認定図



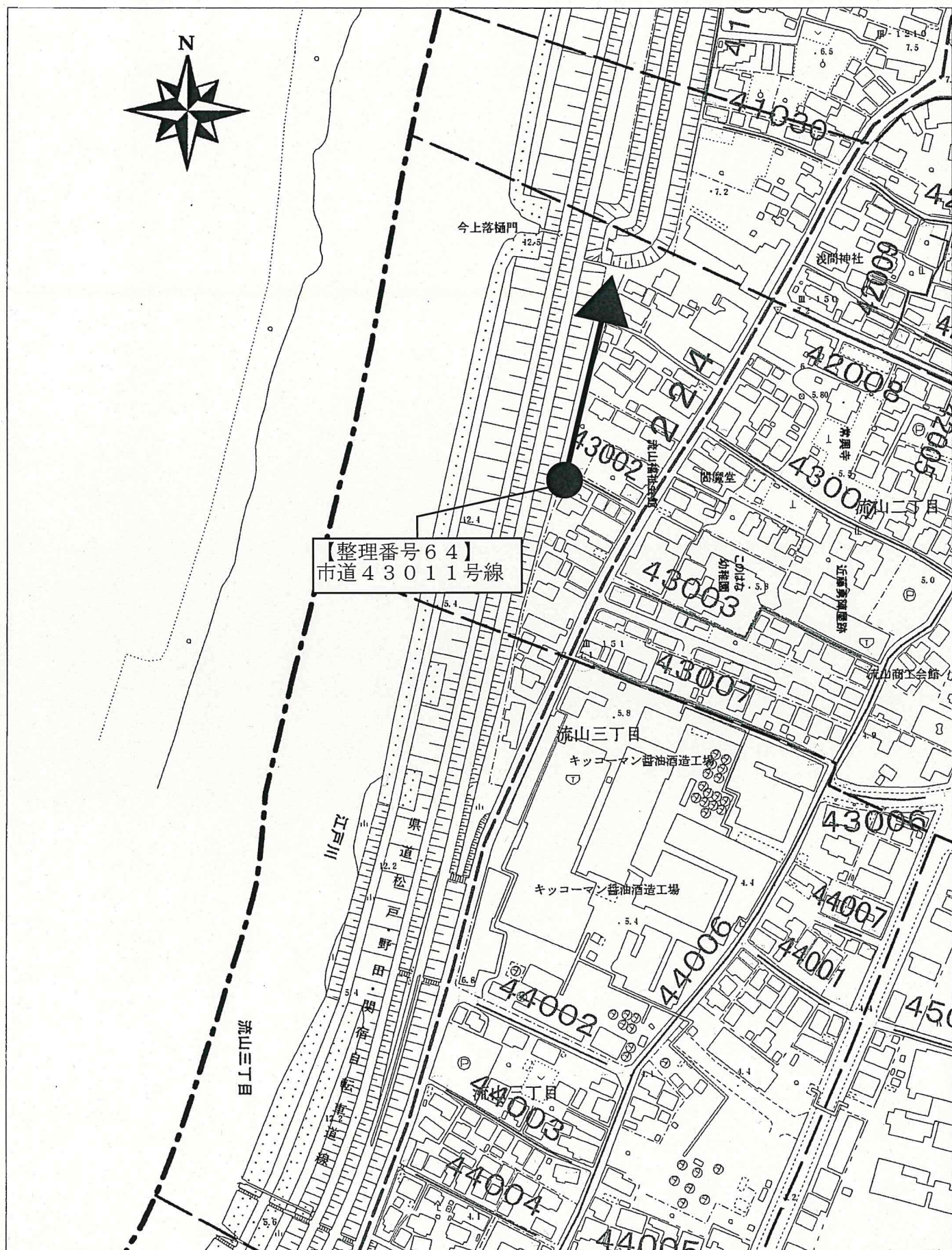
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定) 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
62	07050	美原区画50号線	111.70	—	111.70	5.01~9.02

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
63	31021	東初石3丁目区画21号線	78.72	—	78.72	6.51~10.58

市道路線認定図



整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
64	43011	流山2丁目区画11号線	105.07	—	105.07	3.08~9.76

議案第 99 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

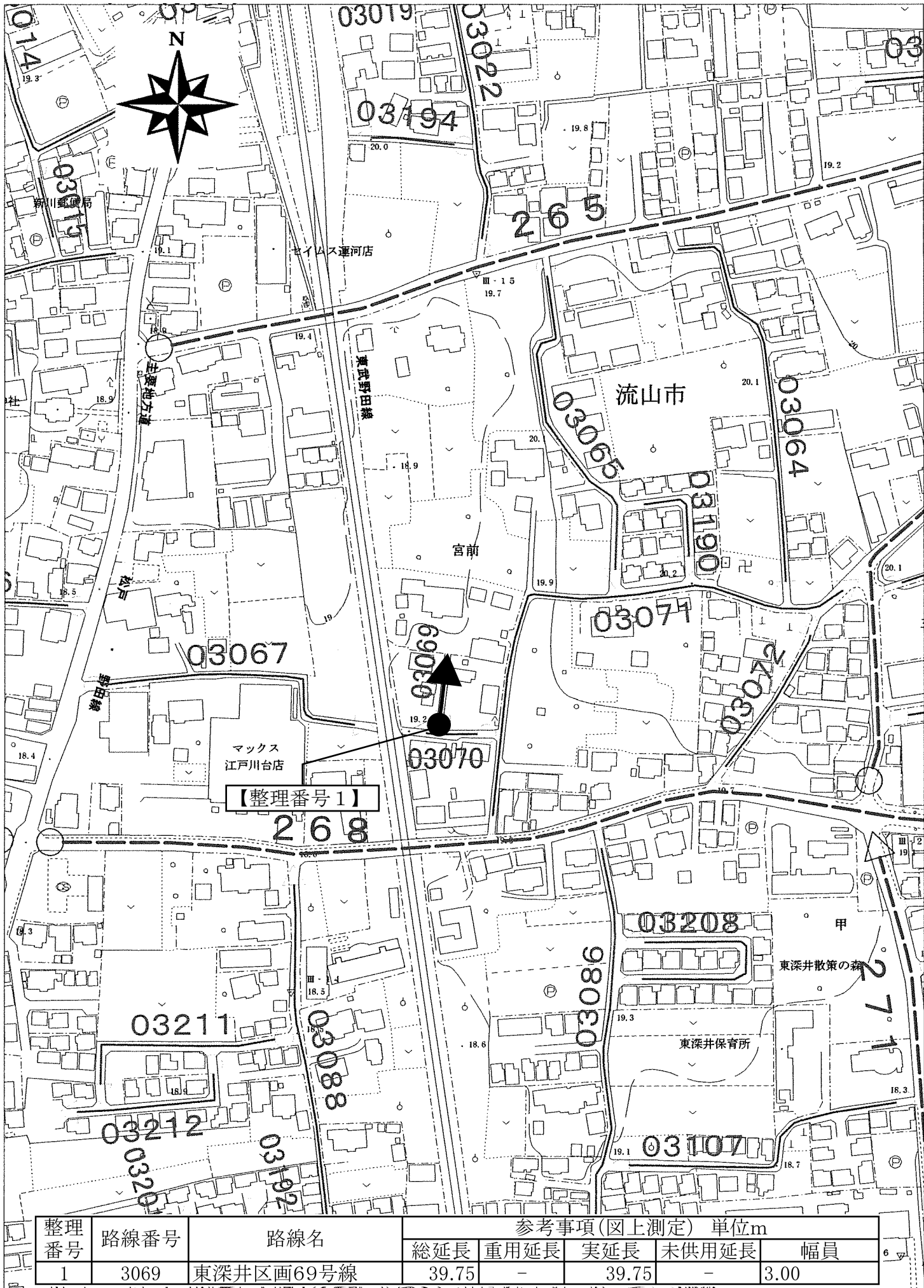
平成29年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

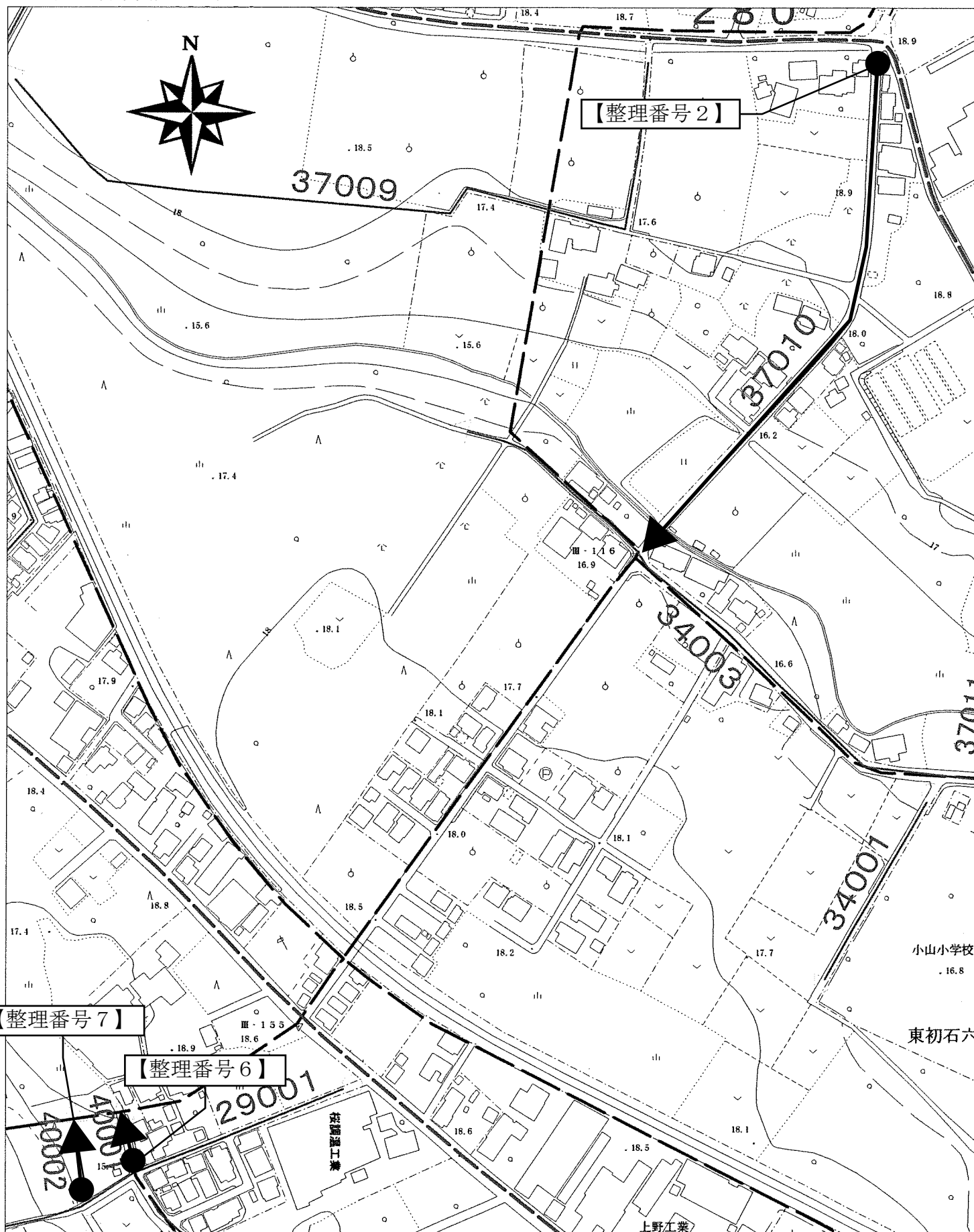
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	0 3 0 6 9	東深井区画 6 9 号線	東深井字宮前 2 1 7 番 1	
			同 所 同 番 1	
2	3 7 0 1 0	十太夫区画 1 0 号線	十太夫 1 7 0 番	
			同 所 2 2 9 番	
3	3 7 0 2 7	十太夫区画 2 7 号線	十太夫 1 6 番 1 3	
			同 所 同 番 7	
4	3 7 0 2 9	十太夫区画 2 9 号線	十太夫 1 1 番	
			同 所 7 番 1	
5	3 7 0 3 2	十太夫区画 3 2 号線	十太夫 2 番 1 0 6	
			同 所 1 番 6	
6	4 0 0 0 1	市野谷区画 1 号線	市野谷字牛飼沢 6 7 0 番 3	
			同 所 同 番 3	
7	4 0 0 0 2	市野谷区画 2 号線	市野谷字牛飼沢 6 7 0 番 2	
			同 所 同 番 2	
8	4 0 0 1 5	市野谷区画 1 5 号線	市野谷字立野 7 8 8 番 6	
			同 所 7 8 7 番 2	
9	6 6 0 0 7	西平井区画 7 号線	西平井字入谷津 1 5 4 7 番 1	
			同 所 1 5 5 8 番	
1 0	6 6 0 0 8	西平井区画 8 号線	西平井字入谷津 1 5 5 1 番 1	
			同 所 1 5 5 6 番	
1 1	6 6 0 0 9	西平井区画 9 号線	西平井字二階畑 1 5 8 5 番 7	
			同 所 1 5 7 2 番	
1 2	6 6 0 1 4	西平井区画 1 4 号線	西平井字四斗蒔 5 8 6 番 1	
			西平井字西ノ下 6 4 1 番	
1 3	6 6 0 1 8	西平井区画 1 8 号線	西平井字下塚田 8 1 1 番 1	
			西平井字西ノ下 6 7 4 番 1	
1 4	6 6 0 3 1	西平井区画 3 1 号線	西平井字槐戸 7 9 4 番 1	
			西平井字広田 1 1 7 4 番	
1 5	6 6 0 3 3	西平井区画 3 3 号線	西平井字羽中 1 1 3 2 番 2	
			西平井字向地 1 3 4 2 番 6	
1 6	6 6 0 3 5	西平井区画 3 5 号線	西平井字広田 1 1 9 7 番 4	
			西平井字横枕 3 7 7 番	
1 7	6 6 0 3 7	西平井区画 3 7 号線	西平井字広田 1 1 9 7 番 1	
			西平井字向地 1 3 4 3 番 2	
1 8	6 6 0 3 9	西平井区画 3 9 号線	西平井字根郷 1 4 3 2 番 2	
			西平井字二階畑 1 5 9 0 番 1	
1 9	6 6 0 4 0	西平井区画 4 0 号線	西平井字根郷 1 4 3 3 番	
			同 所 1 4 1 3 番	
2 0	6 6 0 4 1	西平井区画 4 1 号線	西平井字前谷津 1 4 4 5 番	
			同 所 1 4 6 0 番	

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
2 1	6 6 0 4 2	西平井区画 4 2 号線	西平井字向地 1 3 5 3 番 1	
			同 所 1 3 1 3 番	
2 2	6 6 0 4 3	西平井区画 4 3 号線	西平井字根郷前 1 3 9 2 番	
			同 所 1 3 6 8 番	
2 3	6 6 0 4 4	西平井区画 4 4 号線	西平井字根郷 1 4 0 3 番 3	
			西平井字向地 1 3 4 3 番 1	
2 4	6 6 0 4 5	西平井区画 4 5 号線	西平井字根郷前 1 4 0 1 番 2	
			西平井字向地 1 3 3 6 番	
2 5	8 0 0 2 0	木区画 2 0 号線	流山字巳之起 2 5 7 8 番 1	
			同 所 2 5 5 9 番 1	
2 6	8 0 0 2 5	木区画 2 5 号線	木字下谷 4 3 0 番 3	
			同 所 4 4 6 番 1	
2 7	8 0 0 2 6	木区画 2 6 号線	木字下谷 3 8 3 番 2	
			同 所 3 9 9 番 2	
2 8	8 0 0 2 7	木区画 2 7 号線	木字下谷 3 7 2 番 4	
			同 所 3 5 0 番 2	

市道路線廃止図

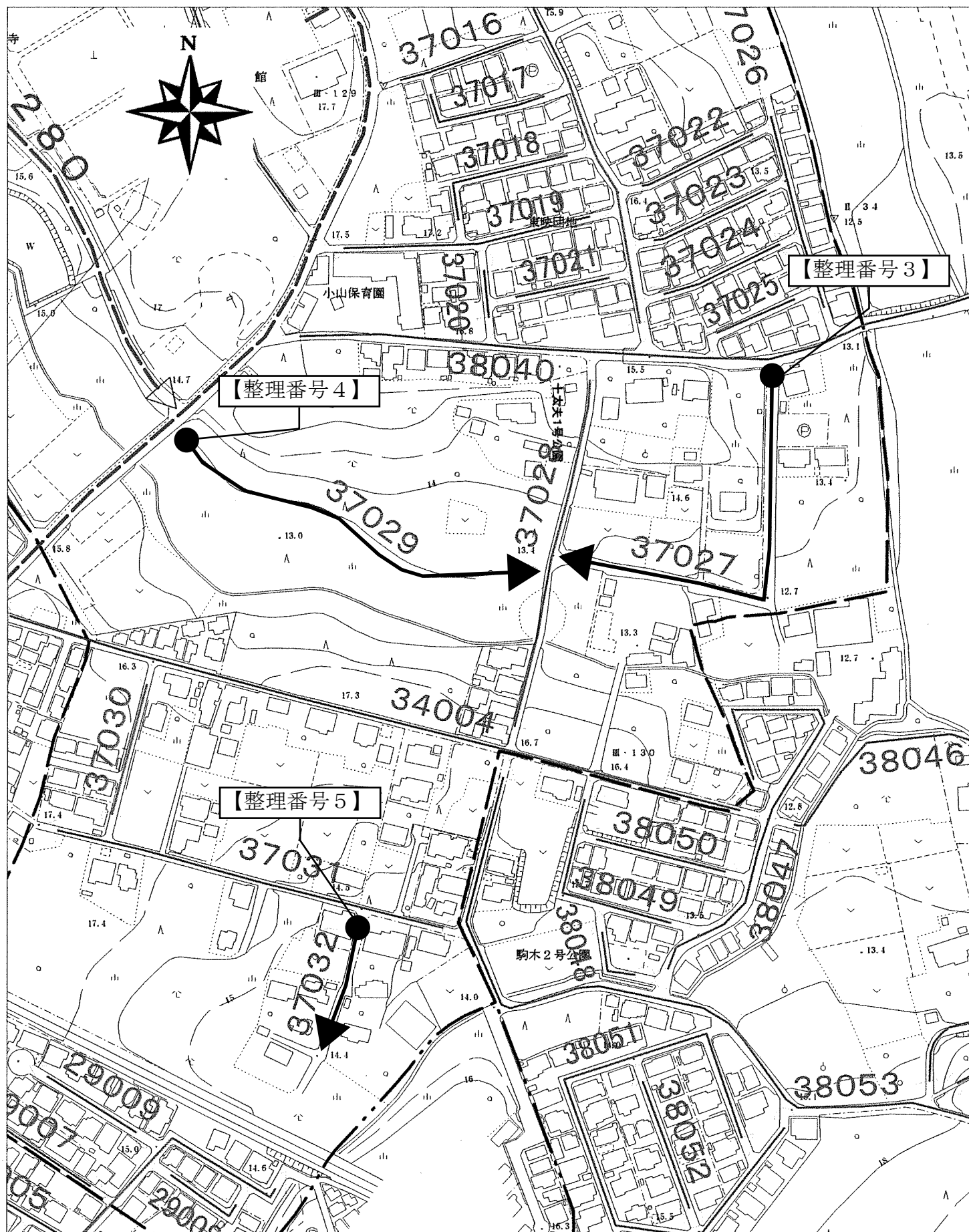


市道路線廃止図



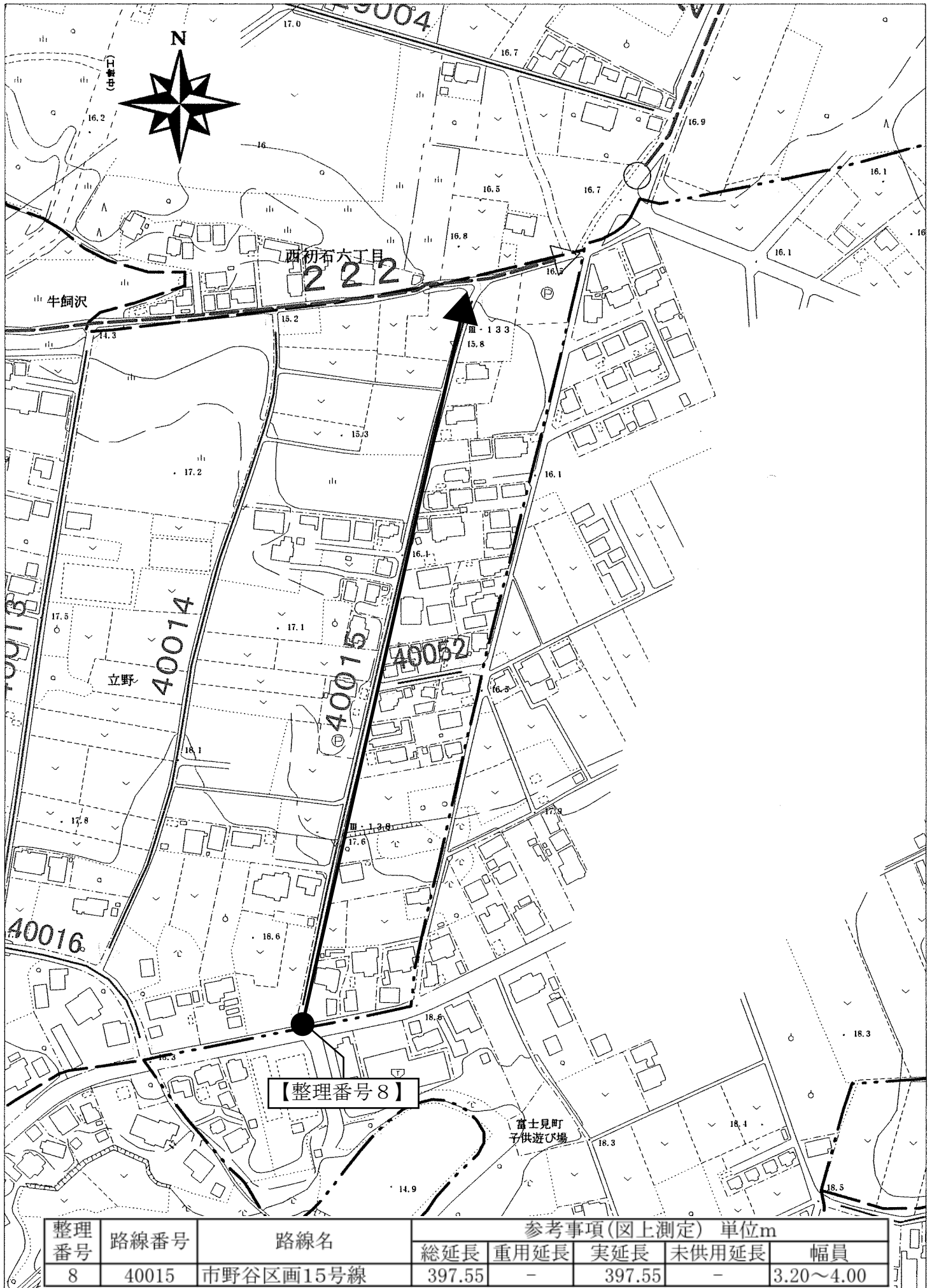
整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
2	37010	十太夫区画10号線	289.94	—	289.94	—	4.53～4.93
6	40001	市野谷区画1号線	45.87	—	36.96	8.91	4.04～5.03
7	40002	市野谷区画2号線	56.77	—	—	56.77	未決定

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
3	37027	十太夫区画27号線	221.55	-	221.55	-	3.40~6.45
4	37029	十太夫区画29号線	204.87	-	57.92	146.95	1.80~2.50
5	37032	十太夫区画32号線	81.97	-	81.97	-	3.80~7.39

市道路線廃止図

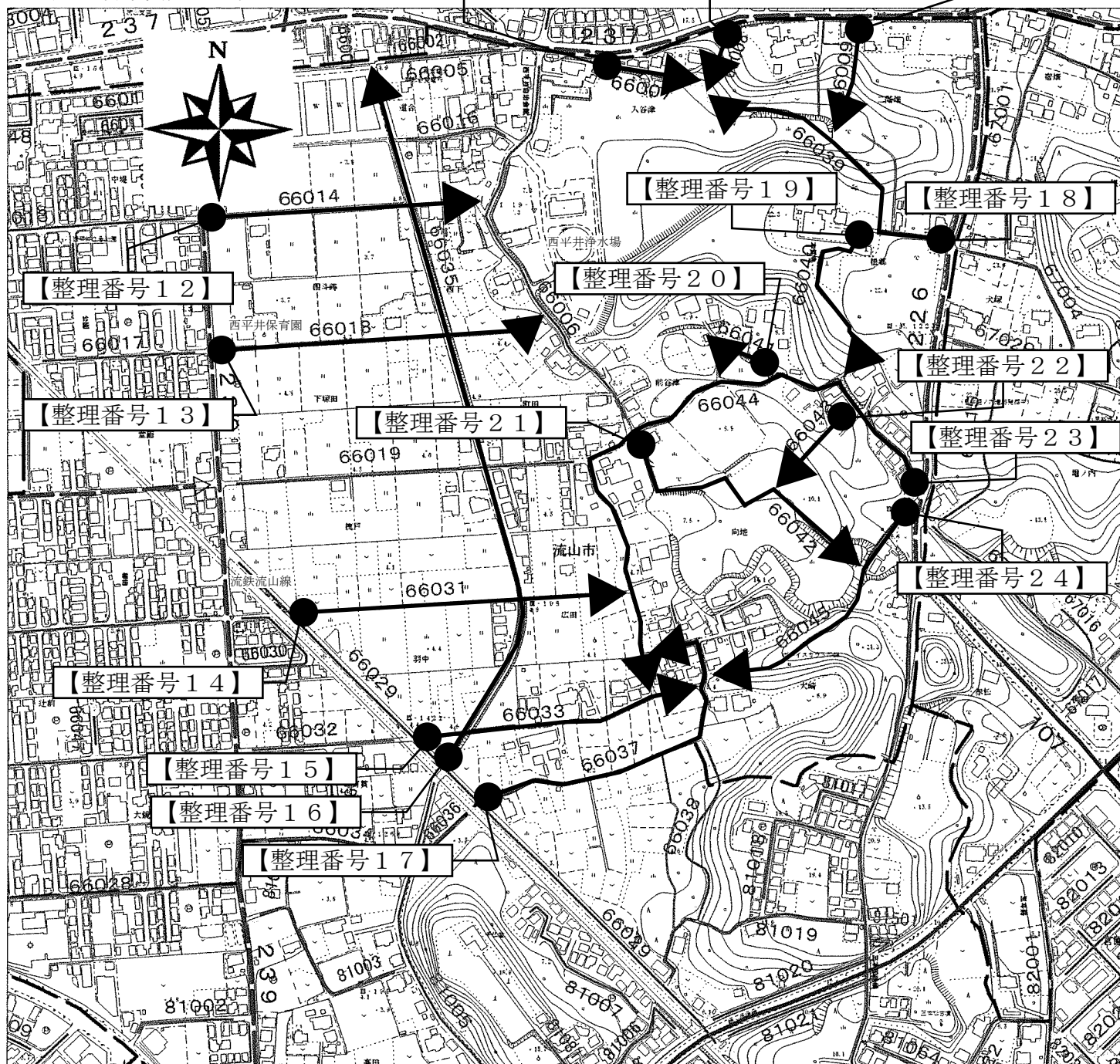


市道路線廃止図

【整理番号9】

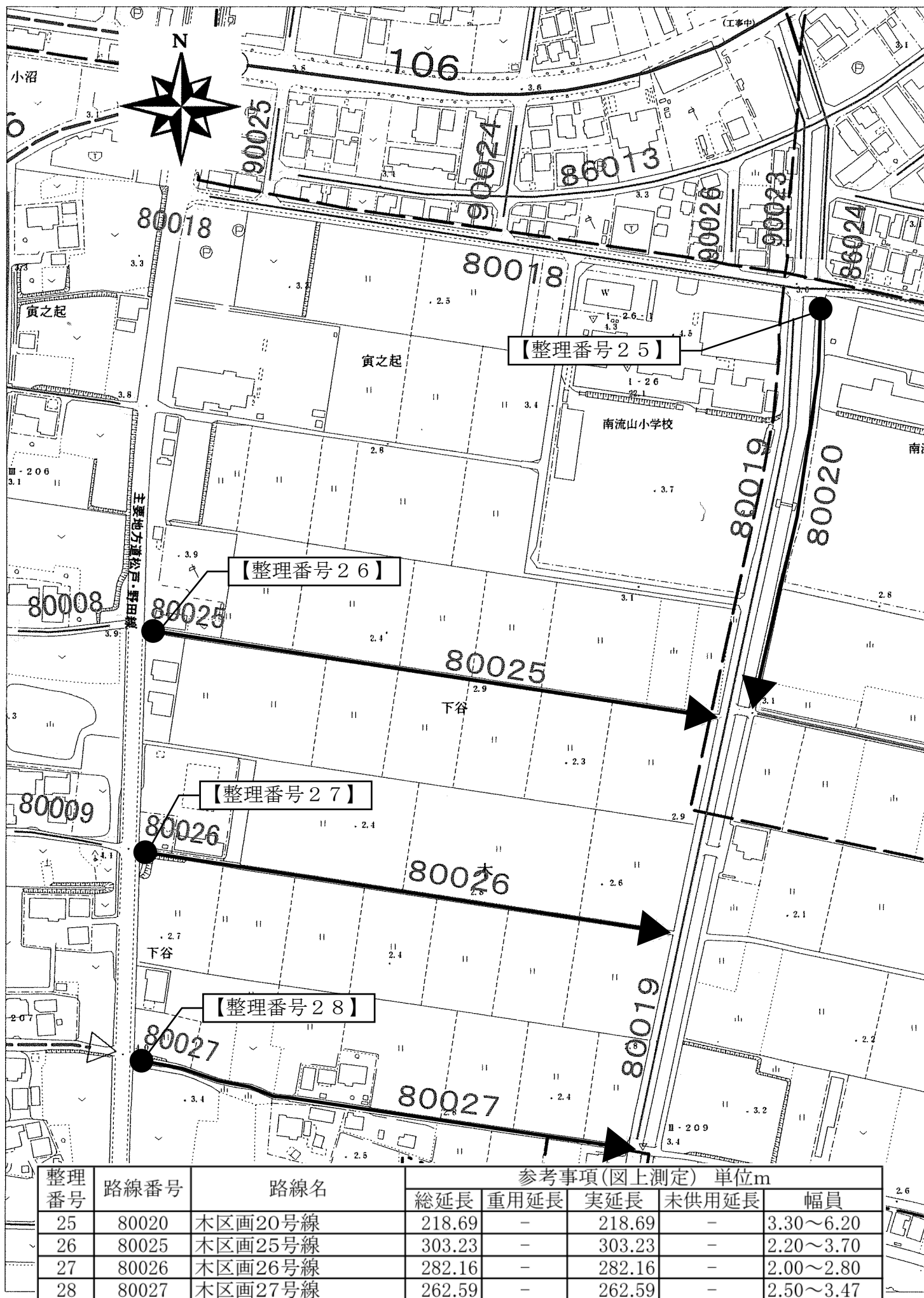
【整理番号10】

【整理番号11】



整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
9	66007	西平井区画7号線	118.33	-	106.48	11.85	1.00~4.00
10	66008	西平井区画8号線	74.17	-	-	74.17	未決定
11	66009	西平井区画9号線	84.98	-	-	84.98	未決定
12	66014	西平井区画14号線	245.15	-	245.15	-	2.10~4.00
13	66018	西平井区画18号線	286.58	-	286.58	-	2.50~4.15
14	66031	西平井区画31号線	287.94	-	287.94	-	2.00~2.80
15	66033	西平井区画33号線	246.51	-	246.51	-	2.40~3.70
16	66035	西平井区画35号線	632.92	14.08	618.84	-	3.60~8.22
17	66037	西平井区画37号線	331.33	-	331.33	-	2.00~3.56
18	66039	西平井区画39号線	282.19	-	147.40	134.79	1.00~3.00
19	66040	西平井区画40号線	177.33	-	177.33	-	1.60~2.00
20	66041	西平井区画41号線	83.68	-	83.68	-	1.50~7.00
21	66042	西平井区画42号線	306.96	-	143.84	163.12	1.50~2.00
22	66043	西平井区画43号線	72.69	-	-	72.69	未決定
23	66044	西平井区画44号線	577.56	-	577.56	-	2.50~5.40
24	66045	西平井区画45号線	301.73	-	3.93	297.80	3.00

市道路線廃止図



報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月30日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年９月１４日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部高齢者生きがい推進課の職員が外出支援サービスの用務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、左折しようとしたところ、畑にあるくいに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２９年７月１１日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市思井５０４番２地先 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目３番１号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２９年９月１４日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １９６,８４７円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 25 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部児童発達支援センターの職員が訪問先へ向かう途中、訪問宅を地図で確認するため路肩に公用車（市が賃借している自動車）を駐車しようとしたところ、電柱に接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 29 年 7 月 12 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西平井 1147 番地先の路上 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 10 月 25 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 38,944 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 1 日

流山市長 井 崎 義

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が南流山センターにおいて実施した育児相談事業を終え、保健センターに戻るため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、公用車専用駐車場から出庫の際、同駐車場出口に設置されている鉄製ポールに接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 29 年 7 月 31 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山 3 丁目 3 番 1
（流山市南流山センター公用車駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 313,870 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年１１月６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が介護支援サポーター養成講座の用務で、南流山センターへ向かうため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、コインパーキングに駐車しようとした際、満車であることに気づき、後進させたところ、電柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２９年９月７日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山３丁目９番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区弁天１丁目５番１号
大和リース株式会社千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２９年１１月６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ５３，２１１円 |

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月30日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 8 月 24 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立常盤松中学校野球部の打撃練習中、打球が近隣住宅の屋根瓦を直撃し、屋根瓦が破損した物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 29 年 5 月 4 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 8 月 24 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 575,640 円 |